

# 東大阪市子ども・子育て支援事業計画 別冊 中間見直し



平成30年3月  
東大阪市



## 目 次

|                                            |    |
|--------------------------------------------|----|
| 第1章 事業計画の見直しについて .....                     | 1  |
| 1 計画見直しの背景と趣旨 .....                        | 3  |
| (1) 中間見直しの背景について .....                     | 3  |
| (2) 当初計画の基本理念の継承 .....                     | 3  |
| (3) 計画期間 .....                             | 3  |
| (4) 量の見直しと確保方策の見直し方法について.....              | 4  |
| (5) 東大阪市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しに関する アンケート調査... | 4  |
| (6) 子育て支援に関する現地調査.....                     | 5  |
| 第2章 子どもと子育てをめぐる現状と課題.....                  | 7  |
| 1 子どもと子育てをめぐる現状と主要な課題について.....             | 9  |
| (1) 子ども・子育て支援事業計画開始後の社会環境の変化.....          | 9  |
| (2) アンケート調査結果からみえる子ども・子育てをめぐる現状.....       | 13 |
| 第3章 事業計画の具体的な取り組み .....                    | 17 |
| 1 教育・保育提供区域の継続 .....                       | 19 |
| (1) 教育・保育提供区域の継続について.....                  | 19 |
| 2 必要見込み量の算出方法について .....                    | 20 |
| (1) 中間見直しの対象事業 .....                       | 20 |
| (2) 需要量の算出方法の概要 .....                      | 20 |
| (3) 必要見込み量の概要 .....                        | 20 |
| 3 就学前児童の学校教育・保育について.....                   | 21 |
| (1) 就学前児童の学校教育・保育の需要量と現状の供給量等.....         | 21 |
| (2) 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保方策の見直しについて.....   | 31 |
| 第4章 今後の展望について .....                        | 35 |
| 1 今後の展望について .....                          | 37 |
| (1) 保育需要量について .....                        | 37 |
| (2) 就学前児童の学校教育・保育に携わる人員の確保策について.....       | 37 |
| (3) 学校教育・保育の質の確保について.....                  | 37 |

\* この計画は、策定時点（平成30年3月）の元号表記としています。  
今後、改元された際は新元号に読み替えるものとします。



## 第1章 事業計画の見直しについて

---



市内の認定こども園、保育所、幼稚園に通う園児の作品





## 1

## 計画見直しの背景と趣旨

## (1) 中間見直しの背景について

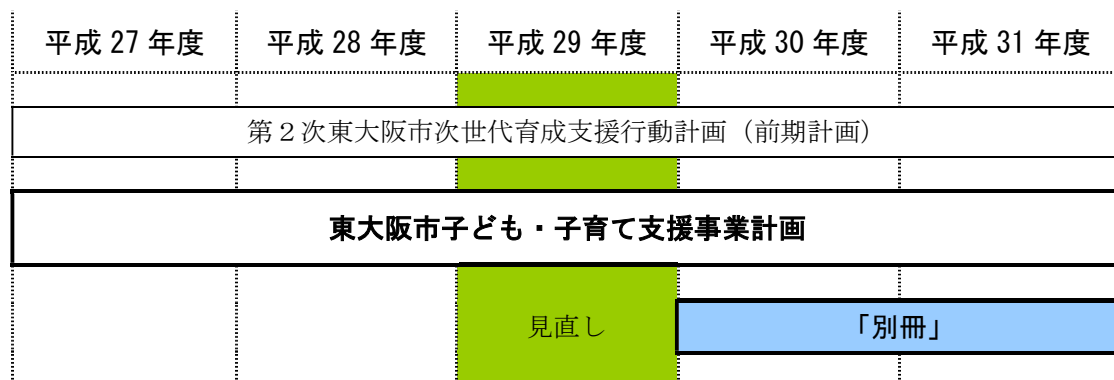
平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、平成27年3月に「すべての子どもへ質の高い教育・保育の提供と子育て支援の充実」を図ることを目指して「東大阪市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。本計画の計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画としており、国が定める基本的な指針において中間年である平成29年度を目安として、計画と実績に乖離がある場合は見直しが必要とされています。本市では、当初計画策定時から現在に至るまでの就学前児童の学校教育・保育の利用者数、待機児童数の実績値を鑑み、より現状に即した子ども・子育て支援体制の確保を図るため、計画の中間年に中間見直しを実施することにしました。

## (2) 当初計画の基本理念の継承

今回の事業計画中間見直しにおいては、当初計画の基本理念である『すべての子どもの権利を尊重し、次代を担う子どもの生きる力・夢を育み、子育ての喜びが実感できるまち東大阪』を継承し、引き続き、「すべての子どもへの質の高い教育・保育の提供と子育て支援の充実」の実現を目指して、当初計画の施策である「幼児期における質の高い学校教育・保育の提供」「待機児童の解消」「在宅での子育て支援の拡充」に取り組みます。

## (3) 計画期間

子ども・子育て支援事業計画の計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間です。この「別冊」には、平成29年度に実施した事業計画の中間見直しによる、平成30年度、平成31年度の計画の変更部分を掲載します。



### （４）量の見直しと確保方策の見直し方法について

計画の見直しにおいては、現行事業計画に記載の人口推計値等を、直近のデータを踏まえて再算出しました。また、量の見込みを見直す際に必要となる市民ニーズを算出するため、「子ども・子育て支援事業計画の中間見直しに関するアンケート調査」を平成 29 年度に実施しました。

新たに算出された量の見込みをもとに、今後の確保方策の見直しを行います。

見直しの対象となる事業は、施設整備等により待機児童は着実に減少しているものの、平成 29 年度においても待機児童、未入所児童がいることから「就学前児童の学校教育・保育の提供体制」について見直します。また、当初計画の際にも大きなニーズ量が見られた「一時預かり事業」についても見直しを実施します。

### （５）東大阪市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しに関するアンケート調査

子ども・子育てに関する市民の実態とニーズを把握するために、就学前児童を対象にアンケート調査を実施しました。このアンケート調査の結果は、子ども・子育て支援事業計画の中間見直しのための基礎資料として活用しました。

これ以降、本文中では「アンケート調査」と表記しています。

#### ① 調査対象者

平成 29 年 6 月 12 日現在、東大阪市在住の就学前児童（0～5 歳）から 6,000 人を無作為に抽出し、対象児童についてその保護者から回答を得ました。

#### ② 調査の方法・時期

平成 29 年 6 月 22 日に郵送による調査票発送を行い、平成 29 年 7 月 14 日までを期限に郵送によって回収しました。集計としては 7 月 31 までに市役所へ返信された調査票を対象としています。



■図表 調査の概要

|       | 概要                                                                            |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 調査地域  | 東大阪市全域                                                                        |
| 調査方法  | 調査は、郵送配布、郵送回収で行った。また市内保育施設（認定こども園・保育園・幼稚園等）を利用している保護者に調査に関するチラシを配布し啓発活動を実施した。 |
| 調査期間  | 平成29年6月22日～7月14日<br>（但し、平成29年7月31日までに市役所へ届いた調査票は集計の対象とした）                     |
| 抽出方法  | 住民基本台帳に基づき無作為抽出。                                                              |
| 調査対象  | 平成29年6月12日現在、東大阪市在住の就学前児童（0～5歳）                                               |
| 調査対象数 | 6,000件                                                                        |
| 有効回収数 | 2,439件                                                                        |
| 無効回収数 | 15件                                                                           |
| 有効回収率 | 40.7%                                                                         |

## （6）子育て支援に関する現地調査

計画の見直しを進めるにあたり、本市の子育て支援における現況をより具体的に把握するため、子育て支援センターの利用者や職員にインタビューを実施しました。

### （1）実施期間

平成29年12月8日から平成29年12月25日のうち7日間

### （2）対象者

- ①子育て支援センターに来場されている保護者
- ②子育て支援センター職員
- ③子育てサポーター

### （3）調査対象施設

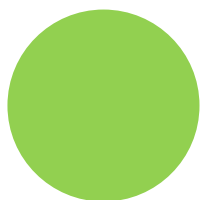
市内子育て支援センター6箇所

### （4）調査方法

- ①子育て支援センターに来場されている保護者へのインタビュー
- ②子育て支援センター職員および子育てサポーターへのヒアリング

### （5）対象者数

子育て支援センターに来場されている保護者70名より回答を得ました。



市内の認定こども園、保育所、幼稚園に通う園児の作品



## 第2章 子どもと子育てをめぐる現状と課題

---



市内の認定こども園、保育所、幼稚園に通う園児の作品



## 1

## 子どもと子育てをめぐる現状と主要な課題について

## (1) 子ども・子育て支援事業計画開始後の社会環境の変化

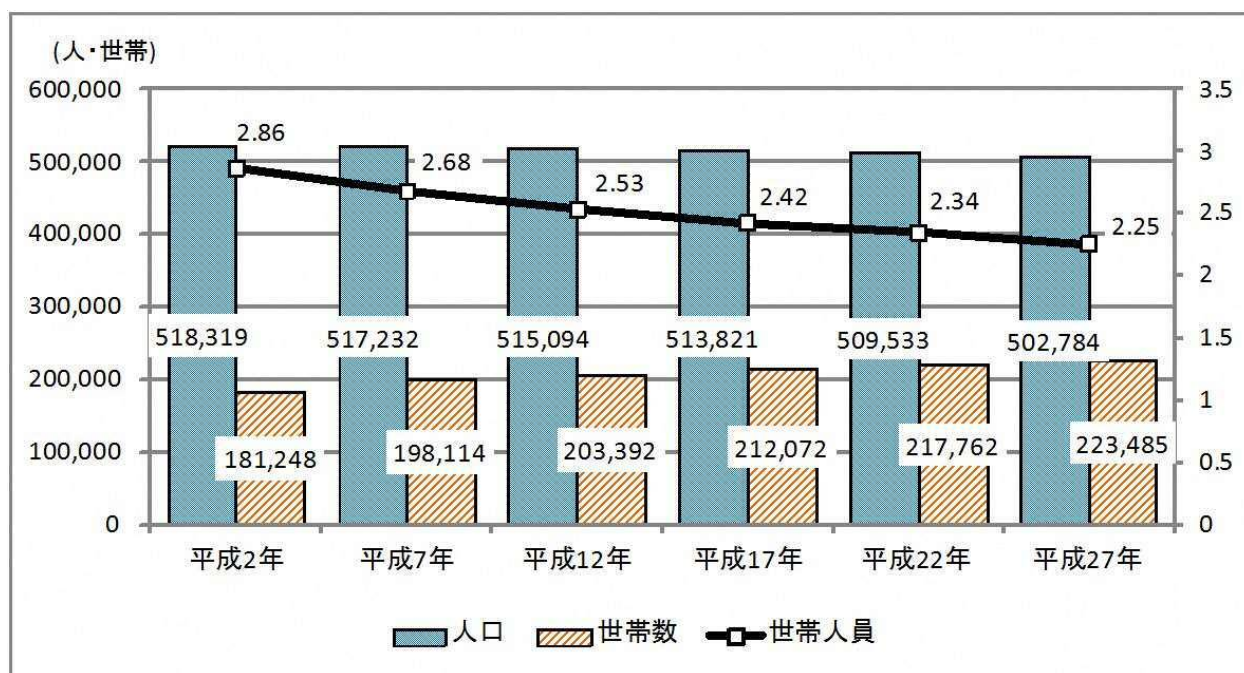
## ① 総人口の推移

## ● 総人口および就学前児童数推移

平成27年の国勢調査では、東大阪市の総人口は502,784人、世帯数は223,485世帯、1世帯当たりの人員数は2.25人となっています。

平成2年からの推移をみると、総人口は減少傾向となっていますが、世帯数は増加しており、その結果として、1世帯当たりの世帯人員は、平成2年の2.86人から2.25人へと減少しています。

■図 総人口及び世帯等の推移

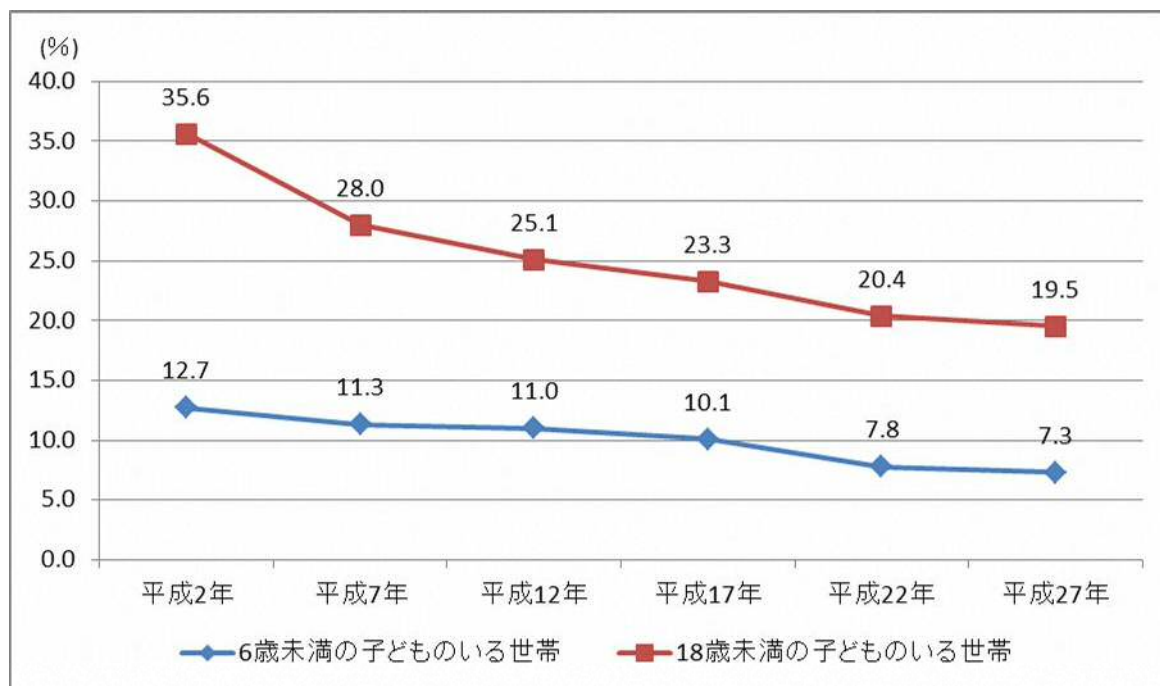


資料：国勢調査

### ● 子どものいる世帯

子どものいる世帯の割合は、6歳未満の子どものいる世帯も18歳未満の子どものいる世帯も減少しており、平成27年には、6歳未満の子どものいる世帯は7.3%、18歳未満の子どものいる世帯は19.5%となっています。

■図 6歳未満及び18歳未満の子どものいる世帯割合の推移



資料：国勢調査

### ● 出生数の推移

出生数は、平成25年を除くと、おおむね年々減少傾向を示しており、1年間に生まれる子どもの数は、平成28年には3,423人と、平成24年に比べて325人減少しています。

■表 出生数の推移

(単位：人)

|     | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 出生数 | 3,748 | 3,768 | 3,548 | 3,480 | 3,423 |

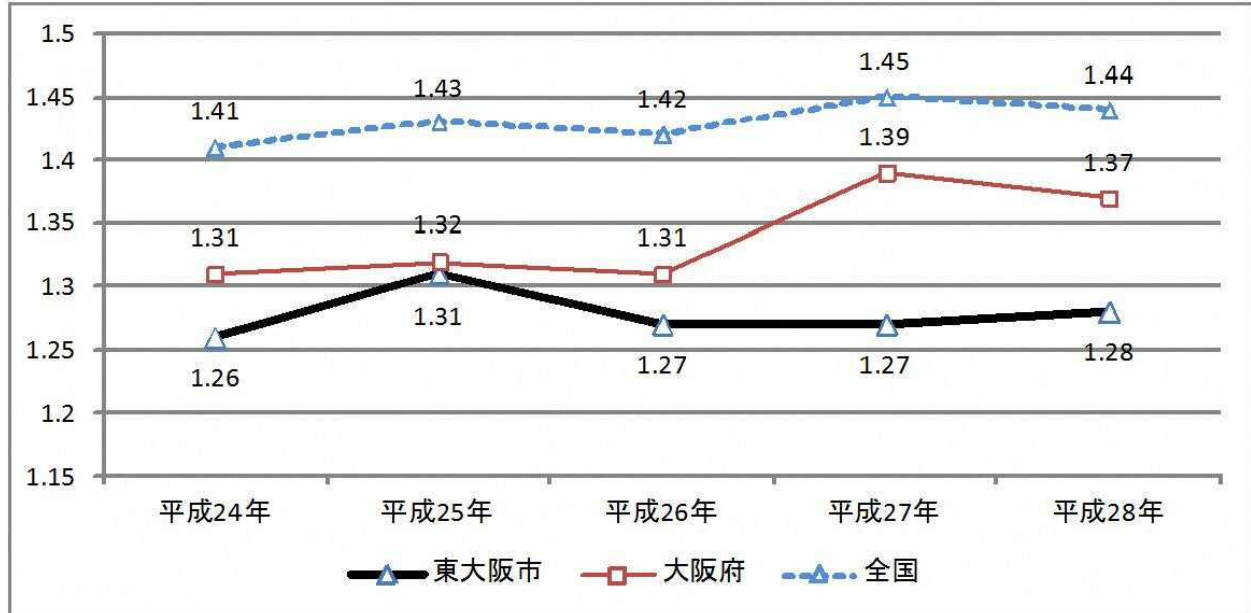
\* 平成24～平成28年（暦年）

資料：保健衛生年報

### ● 合計特殊出生率の推移

全国や大阪府は、近年緩やかに回復傾向にあります。東大阪市では、国、府に比べて低い数値になっています。

■図 合計特殊出生率の推移（市・府・国比較）



■表 合計特殊出生率の推移（市・府・国比較）

|      | 平成 24 年 | 平成 25 年 | 平成 26 年 | 平成 27 年 | 平成 28 年 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 東大阪市 | 1.26    | 1.31    | 1.27    | 1.27    | 1.28    |
| 大阪府  | 1.31    | 1.32    | 1.31    | 1.39    | 1.37    |
| 全国   | 1.41    | 1.43    | 1.42    | 1.45    | 1.44    |

\* 平成 24～平成 28 年（暦年）

資料：保健衛生年報



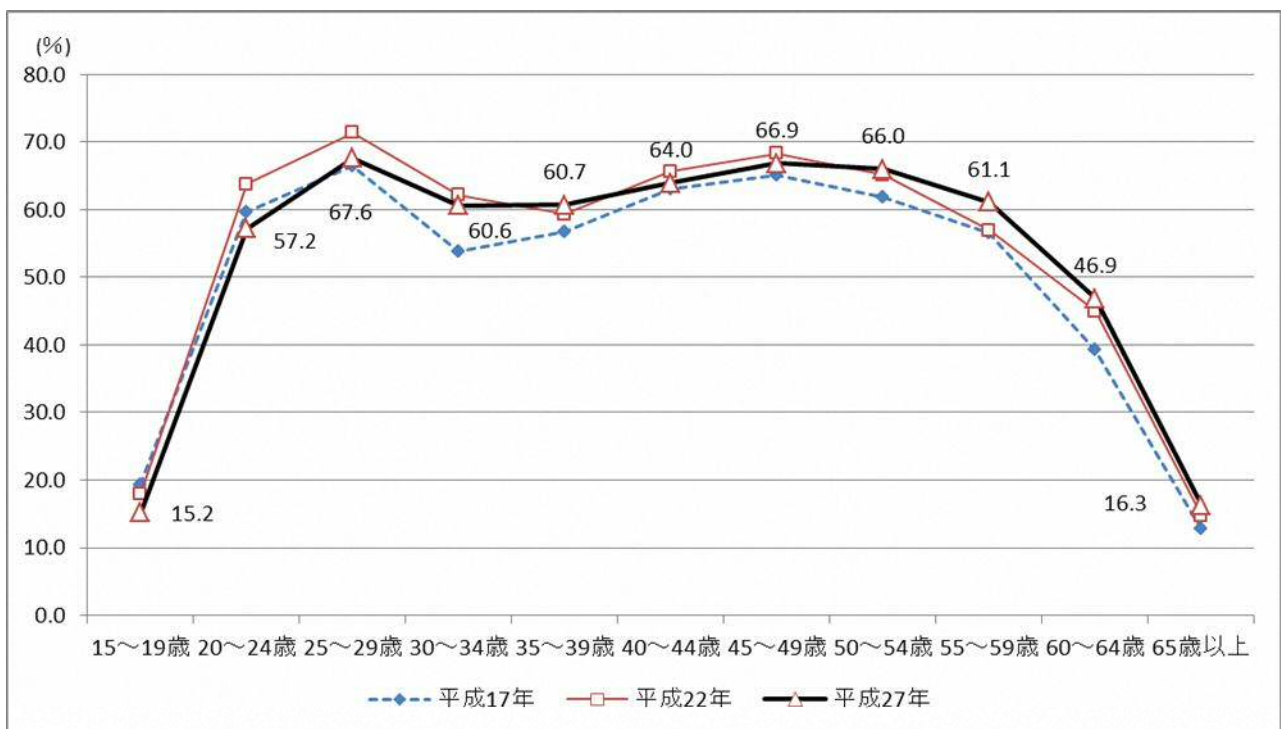
### ② 就労について

- 20歳代で、就労している割合が低下。50歳以上で22年よりも増加している。

平成27年の女性の労働力率をみると、25歳～29歳の67.6%が最も多く、年齢階層が上がるにつれて、緩やかに減少し、40歳～45歳でまた上昇に転じていきます。平成22年と比較すると、20歳から49歳までの年齢階層で、少なくなっています。

若い人の働く場や機会が、少ないことが影響していると推測されます。就労と子育ての両立を図るためにも、保護者が安心して子どもを預けることができるよう施設整備を行い、働く機会の創出を支援していく必要が生じています。

■図 女性の年齢階級別労働力率



資料：国勢調査

## (2) アンケート調査結果からみえる子ども・子育てをめぐる現状

## ①女性の就労状況

アンケート調査の結果から、母親の就業状況を見ると当初計画と比較してフルタイムで就労している方が7.3%増加し、パート・アルバイト等で就労している方は、1.5%増加しています。子育て世帯において働く女性が増えていることから、保育の利用を希望する方が増加傾向にあります。

■表 女性の就労状況

|                                    | 当初計画  | 今回調査  | 増加   |
|------------------------------------|-------|-------|------|
| フルタイムで就労している<br>(育休・介護休暇中を含む)      | 22.1% | 29.4% | 7.3% |
| パート・アルバイト等で就労している<br>(育休・介護休暇中を含む) | 22.6% | 24.1% | 1.5% |
| 合計                                 | 44.7% | 53.5% | 8.8% |

## ②母親が就労を希望する子どもの年齢の状況

就労していない母親が、就労を開始したいと考える子どもの年齢は、当初計画時と比較して3歳で12.9%、2歳児で2.3%増加しています。それに反して、6歳以上からの就労を希望する割合は14.1%減少しており、子どもが就学前の時期に働きたい方が増えています。

■表 母親が就労を希望する子どもの年齢の状況

|      | 当初計画  | 今回調査  | 増加     |
|------|-------|-------|--------|
| 1歳   | 2.9%  | 3.7%  | 0.8%   |
| 2歳   | 3.2%  | 5.5%  | 2.3%   |
| 3歳   | 21.4% | 34.3% | 12.9%  |
| 4歳   | 15.4% | 15.7% | 0.3%   |
| 5歳   | 4.7%  | 5.9%  | 1.2%   |
| 6歳以上 | 46.9% | 32.8% | ▲14.1% |

## ③就学前児童数は減少傾向

就学前児童数は、平成25年の23,694人から年々減少し、平成29年には21,394人となっています。

■表 就学前児童数推移(0歳児～5歳児)

(単位：人)

|                   | 平成25年  | 平成26年  | 平成27年  | 平成28年  | 平成29年  |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 就学前児童数<br>(0歳～5歳) | 23,694 | 23,119 | 22,620 | 21,969 | 21,394 |

各年3月31日現在

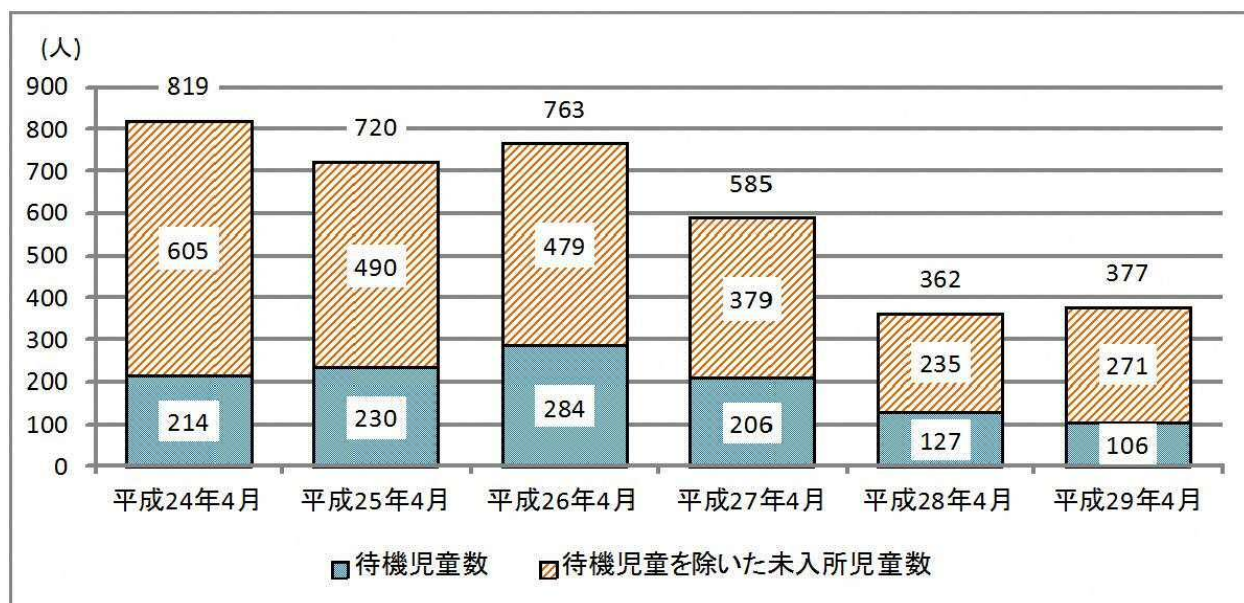
資料：住民基本台帳

### ④待機児童

待機児童数は、平成26年度まで増加傾向にあり284人となりましたが、平成27年度以降は減少傾向にあり、平成29年4月で106人になりました。待機児童の年齢別の傾向としては、ほとんどが0～2歳児となっております。また、未入所児童は、平成28年度まで減少していましたが、平成29年度には増加に転じ377人になっています。要因としては、社会経済情勢の変化を受けて、就労を希望する保護者が増加したことが考えられます。

本市では、待機児童解消の取り組みとして、平成27年度子ども・子育て支援新制度のもと、幼稚園の幼保連携型認定こども園の移行促進や小規模保育施設の整備をすることで、特に待機児童が多い3号認定（0歳児から2歳児）にかかる保育の受け皿の拡充に努めてきました。

■図 未入所児童数の推移



\* 平成24～平成29（各年）4月1日現在

■表 施設整備と待機児童数・未入所児童数の推移

(単位：人)

|             | 施設整備による<br>3号定員増 | 待機児童数 | 未入所児童数 |
|-------------|------------------|-------|--------|
| 平成 24 年 4 月 | 10               | 214   | 819    |
| 平成 25 年 4 月 | 280              | 230   | 720    |
| 平成 26 年 4 月 | 30               | 284   | 763    |
| 平成 27 年 4 月 | 197              | 206   | 585    |
| 平成 28 年 4 月 | 285              | 127   | 362    |
| 平成 29 年 4 月 | 139              | 106   | 377    |

■表 年齢別待機児童数の推移

(単位：人)

|         | 0 歳児 | 1 歳児 | 2 歳児 | 3 歳児 | 4 歳児 | 5 歳児 | 合計  |
|---------|------|------|------|------|------|------|-----|
| 平成 24 年 | 55   | 63   | 59   | 22   | 13   | 2    | 214 |
| 平成 25 年 | 61   | 91   | 45   | 26   | 4    | 3    | 230 |
| 平成 26 年 | 48   | 170  | 48   | 17   | 1    | 0    | 284 |
| 平成 27 年 | 16   | 76   | 79   | 33   | 2    | 0    | 206 |
| 平成 28 年 | 14   | 70   | 14   | 21   | 7    | 1    | 127 |
| 平成 29 年 | 13   | 76   | 11   | 4    | 2    | 0    | 106 |

\* 平成 24～平成 29（各年）4 月 1 日現在

### ⑤就学前児童の学校教育・保育施設の変遷

認定こども園は、幼稚園と保育所（園）の機能や特徴をあわせ持つ施設であり、新制度以降、既存施設等からの移行を中心に、幼保連携型認定こども園を推進してきました。民間施設から幼保連携型認定こども園への移行は、子ども・子育て支援新制度が施行された平成27年度から30年度の4年間で、幼稚園から10園、保育所から25園が移行しています。また、幼稚園型認定こども園は、幼稚園から3園が移行しています。

小規模保育施設は、保育の需要が3号認定（0～2歳）に集中していることから、これらのニーズへの取り組みとして整備を進めてきました。小規模保育施設は、平成30年度で18園となります。

公立施設は、公立の再編整備計画に基づき、幼保連携型認定こども園2園、幼稚園型認定こども園1園を整備しました。

■表 就学前児童の学校教育・保育施設の推移

（単位：園数）

|    |             | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|----|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 民間 | 幼保連携型認定こども園 | —      | 11     | 22     | 32     | 35     |
|    | 幼稚園型認定こども園  | —      | 2      | 2      | 3      | 3      |
|    | 保育所         | 54     | 45     | 38     | 31     | 29     |
|    | 幼稚園         | 22     | 18     | 14     | 10     | 9      |
|    | 小規模保育施設     | —      | 5      | 15     | 17     | 18     |
| 公立 | 幼保連携型認定こども園 | —      | —      | —      | 2      | 2      |
|    | 幼稚園型認定こども園  | —      | —      | —      | 1      | 1      |
|    | 保育所         | 12     | 12     | 12     | 10     | 10     |
|    | 幼稚園         | 19     | 19     | 19     | 9      | 9      |

#### ● 幼保連携型認定こども園

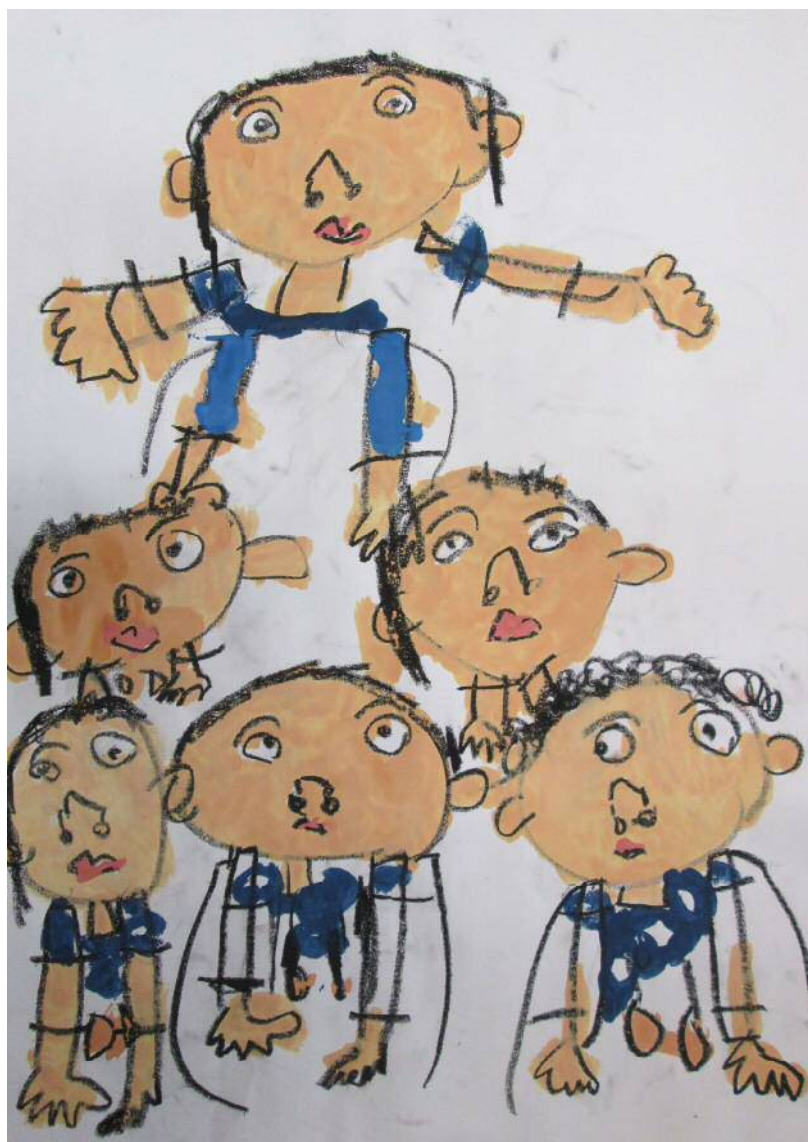
教育と保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つ施設です。幼保連携型認定こども園は、幼稚園と保育所とが単一の施設として、小学校就学前の子どもの教育・保育・子育て支援を一体的に提供します。

#### ● 小規模保育

地域型保育事業の1つで、0歳から2歳までの児童を対象とし、定員規模が6人以上19人以下の施設です。多様なスペースで比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。

### 第3章 事業計画の具体的な取り組み

---



市内の認定こども園、保育所、幼稚園に通う園児の作品





## 1

## 教育・保育提供区域の継続

## (1) 教育・保育提供区域の継続について

## ① 教育・保育提供区域の設定にあたって

当初計画では、教育・保育提供区域の設定にあたっては、本市の福祉・保健、まちづくりなどの単位となっている、リージョンと中学校区を基本としました。中間見直しにおいては、当初計画の考え方を踏襲し、利用実績の把握等については、中学校区を基準とし、供給体制の整備にあたってはリージョンを基準としてニーズへの対応をします。

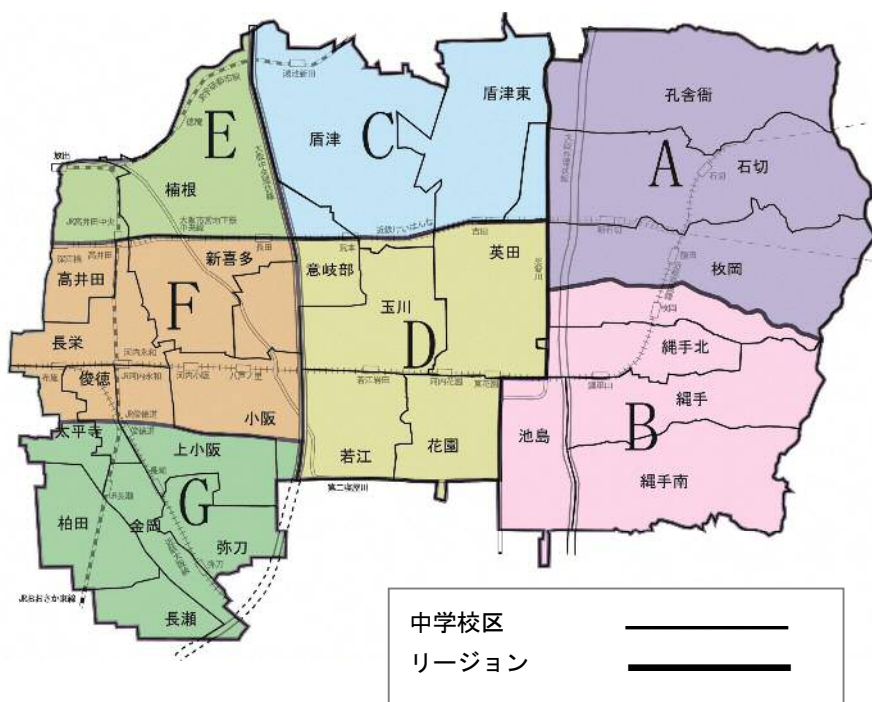
表 教育・保育提供区域

| 施設・事業名  |                            | 対応方針                                            |
|---------|----------------------------|-------------------------------------------------|
| 教育・保育施設 | 幼稚園、保育所（園）、認定こども園          | 利用実績の把握等については「中学校区」を基準とし、整備にあたっては7リージョンを基準とします。 |
| 地域型保育事業 | 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育 |                                                 |

＊ 教育・保育提供区域は、あくまで教育・保育施設等の確保に向けた需給調整に係る区域であり、通学区とは異なり、区域外への通園等は可能です。

■図：リージョン（A～G）

◆ リージョンとは、総合計画の地域別計画の中でまちづくりを考える目安としている範囲です。リージョンはいくつかの中学校区の集まりに近い範囲となっています。本市では利用実績の把握等については中学校区を基準とし、供給体制の整備にあたってはリージョンを基準として検討していきます。



※平成28年4月に俊徳中学校と太平寺中学校が統合し、布施中学校が創立されました。事業計画中間見直しにおいては、当初計画との比較をするため、旧中学校区で表記をしています。

## 2

## 必要見込み量の算出方法について

## (1) 中間見直しの対象事業

中間見直しにおいては、待機児童、未入所児童を解消するため、「就学前児童の学校教育・保育の提供体制」また、当初計画においてもニーズが高い「一時預かり事業」について見直しを実施します。中間見直しにおいて対象となっていない事業は、当初事業計画の施策を継続して実施します。

## 中間見直しの対象事業

| 施設・事業         |                                                            |
|---------------|------------------------------------------------------------|
| 教育・保育         | 1号認定（教育標準時間認定）＊<br>2号認定（保育認定①（幼稚園）・保育認定②）＊<br>3号認定（保育認定③）＊ |
| 地域子ども・子育て支援事業 | 一時預かり事業（一般型（就労型・リフレッシュ型））                                  |

＊ 認定とは、保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みです。“認定区分”には1号認定、2号認定、3号認定があります。1号認定とは満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子どもが該当します。2号認定とは満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）のことです。2号認定の内、保育認定①は保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い人です。3号認定とは満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）のことです。

## 当初事業計画の見込み量で推移する対象事業

| 施設・事業（地域子ども・子育て支援事業）                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・延長保育（時間外保育）事業</li> <li>・放課後児童健全育成事業</li> <li>・子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト別）</li> <li>・地域子育て支援拠点事業</li> <li>・一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）</li> <li>・病児保育事業</li> <li>・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）</li> <li>・利用者支援事業</li> </ul> |

## (2) 需要量の算出方法の概要

中間見直しの対象事業の需要量を算出するにあたって、アンケート調査を踏まえ、国の手引き書・ワークシートに基づいて家族ごとの潜在的なニーズや市の実情を勘案しています。

## (3) 必要見込み量の概要

現在（平成30年度）の供給量を見積り、供給量と需要量との差から必要となる量（必要見込み量）を算出しています。必要見込み量は供給量から需要量を差し引いた値を表記しています。算出された必要見込み量に対して、施設整備等を実施する中で供給の拡充を行い、計画の最終年度である平成31年度にすべての必要見込み量の確保を図ることに努めます。

## 3

## 就学前児童の学校教育・保育について

## (1) 就学前児童の学校教育・保育の需要量と現状の供給量等

## ①就学前児童の学校教育・保育施設の需要量及び確保方策とこれまでの実績

今回実施をしたアンケート調査により見込んだ需要量と直近の供給量から平成30年度および平成31年度の必要見込み量を新たに算出しました。

需要量の傾向としては、当初計画と比較して0歳は、ほぼ横ばい、1・2歳は、大きく増えており、平成31年度で551人増となっています。また、1号認定は減少傾向にありますが、2号認定は、平成31年度で406人増となっています。

今回実施したアンケート調査では、前回調査と比べ、フルタイム勤務の割合が増加していることや、「母親が就労を希望する子どもの年齢の状況」では、2・3歳での就労希望率が高くなっていることから、保育の利用希望が増加していることが分かります。また、認定こども園や小規模保育施設が利用者に広く浸透したことにより、保育の利用希望が増加したことで、1号認定の需要量が当初計画に比べて減少しています。

この必要見込み量を充足させるために、平成30年度および平成31年度の確保方策を見直しました。

■表 当初計画と見直し後の需要量の比較

(単位：人)

|        | 3～5歳の内 |       |              | 3号<br>(0歳) | 3号<br>(1・2歳児) |
|--------|--------|-------|--------------|------------|---------------|
|        | 1号     | 2号    | 2号<br>(幼稚園)* |            |               |
| 当初計画   | 5,817  | 4,222 | 797          | 688        | 2,446         |
| 中間見直し後 | 3,823  | 4,341 | 1,084        | 688        | 2,997         |
| 増減     | ▲1,994 | 119   | 287          | 0          | 551           |

\* 保育の必要があり、かつ、幼児期の学校教育の利用希望が強い人

### 第3章 事業計画の具体的な取り組み

当初計画の就学前児童の学校教育・保育施設の需要量及び確保方策ならびにこれまでの実績については次の表のとおりです。

■表 当初計画の就学前児童の学校教育・保育施設の需要量及び確保方策

(単位：人)

|                     |                             |        | 3～5歳の内 |       |               | 3号<br>(0歳) | 3号<br>(1・2歳) |
|---------------------|-----------------------------|--------|--------|-------|---------------|------------|--------------|
|                     |                             |        | 1号     | 2号    | 2号<br>(幼稚園) * |            |              |
| 当初計画                | 平成27年度                      | 需要量    | 6,311  | 4,580 | 865           | 733        | 2,597        |
|                     |                             | 現在の供給量 | 9,660  | 4,229 | —             | 500        | 2,078        |
|                     |                             | 必要見込み量 | 3,349  | ▲351  | ▲865          | ▲233       | ▲519         |
|                     | 平成28年度                      | 需要量    | 6,160  | 4,471 | 844           | 713        | 2,534        |
|                     |                             | 現在の供給量 | 9,660  | 4,229 | —             | 500        | 2,078        |
|                     |                             | 必要見込み量 | 3,500  | ▲242  | ▲844          | ▲213       | ▲456         |
|                     | 平成29年度                      | 需要量    | 6,046  | 4,388 | 829           | 705        | 2,504        |
|                     |                             | 現在の供給量 | 9,660  | 4,229 | —             | 500        | 2,078        |
|                     |                             | 必要見込み量 | 3,614  | ▲159  | ▲829          | ▲205       | ▲426         |
| 当初計画                | 計画見直し対象年度<br>平成30年度         | 需要量    | 5,932  | 4,305 | 813           | 697        | 2,475        |
|                     |                             | 現在の供給量 | 9,660  | 4,229 | —             | 500        | 2,078        |
|                     |                             | 必要見込み量 | 3,728  | ▲76   | ▲813          | ▲197       | ▲397         |
|                     | 平成31年度                      | 需要量    | 5,817  | 4,222 | 797           | 688        | 2,446        |
|                     |                             | 現在の供給量 | 9,660  | 4,229 | —             | 500        | 2,078        |
|                     |                             | 必要見込み量 | 3,843  | 7     | ▲797          | ▲188       | ▲368         |
| (累計)<br>計画の<br>確保方策 | 幼保連携型認定こども園                 |        | ▲907   | 907   |               | 60         | 260          |
|                     | 小規模保育施設                     |        | —      | —     |               | 135        | 321          |
|                     | 合計                          |        | ▲907   | 907   |               | 195        | 581          |
| (累計)<br>確保方策の実績     | 幼保連携型認定こども園                 |        | ▲1,260 | 719   |               | 23         | 253          |
|                     | 幼稚園型認定こども園                  |        | ▲375   | 120   |               | —          | —            |
|                     | 小規模保育施設                     |        | —      | —     |               | 97         | 245          |
|                     | 公立再編整備による増減                 |        | ▲1,178 | 15    |               | 6          | 11           |
|                     | 民間保育園等による確保方策(老朽化に伴う増改築を含む) |        | —      | ▲27   |               | 18         | 79           |
|                     | 合計                          |        | ▲907   | 827   |               | 144        | 588          |

\* 保育の必要があり、かつ、幼児期の学校教育の利用希望が強い人

必要見込み量を充足させるために、平成30年度および平成31年度の確保方策を見直したもののについては次の表のとおりです。

■表 見直し後の就学前児童の学校教育・保育施設の需要量及び確保方策

(単位：人)

|        |             | 3～5歳の内              |       |                | 3号<br>(0歳) | 3号<br>(1・2歳) |
|--------|-------------|---------------------|-------|----------------|------------|--------------|
|        |             | 1号                  | 2号    | 2号<br>(幼稚園) *1 |            |              |
| 平成30年度 | I. 需要量      | 3,900               | 4,430 | 1,107          | 696        | 3,047        |
|        | II. 現在の供給量  | 6,415               | 5,067 |                | 646        | 2,664        |
|        | III. 必要見込み量 | 2,515               | ▲470  |                | ▲50        | ▲383         |
|        | IV. 確保方策    | 認定こども園              | ▲20   | 20             | —          | 6            |
|        |             | 認可保育園               | —     | 180            | 30         | 90           |
|        |             | 小規模保育施設             | —     | —              | 10         | 28           |
|        |             | 民間拡充*2<br>(企業主導型含む) | —     | 343            | 89         | 329          |
|        |             | 合計                  | ▲20   | 543            | 129        | 453          |
| 平成31年度 | I. 需要量      | 3,823               | 4,341 | 1,084          | 688        | 2,997        |
|        | II. 現在の供給量  | 6,415               | 5,067 |                | 646        | 2,664        |
|        | III. 必要見込み量 | 2,592               | ▲358  |                | ▲42        | ▲333         |
|        | IV. 確保方策    | 認定こども園              | ▲86   | 86             | —          | 6            |
|        |             | 認可保育園               | —     | 288            | 48         | 144          |
|        |             | 小規模保育施設             | —     | —              | 10         | 28           |
|        |             | 民間拡充*2<br>(企業主導型含む) | —     | 343            | 89         | 329          |
|        |             | 合計                  | ▲86   | 717            | 147        | 507          |

\*1 保育の必要があり、かつ、幼児期の学校教育の利用希望が強い人

\*2 民間拡充は、企業主導型保育事業を含む民間保育施設の受入数拡充です。

認可保育園の整備は、2か年事業になります。(例：平成30年度整備分は、平成32年4月開園となります)

- I. 需 要 量：平成29年度のアンケート調査を元に算出されるニーズ量  
 II. 供 給 量：平成30年度の利用定員（予定）を元に算出される施設の供給量  
 III. 必要見込み量：(II－I)により算出される量。▲は不足を表している。  
 IV. 確 保 方 策：施設の整備等により、新たに提供される量

#### 【確保方策の考え方】

これまで「幼保連携型認定こども園」および「小規模保育施設」の整備によって供給体制の確保を図ってきましたが、幼保連携型認定こども園については、今後において幼稚園から認定こども園への移行を予定している園が少ないこと、また小規模保育施設については、卒園後の連携先確保等が課題となっていることから、見直し後は、次の確保方策を実施します。

- ・新たな認可保育園を整備します。
- ・公立幼稚園の認定こども園移行により、小規模保育施設拡充の障壁のひとつとなっている卒園後の連携先確保を実現することで、小規模保育施設の整備を図ります。
- ・幼稚園から認定こども園への移行を希望する場合は、引き続き円滑に移行ができるように支援をしてまいります。

なお、平成 31 年度の確保方策は、小規模保育施設の卒園後の連携先確保に取り組み、認可保育園に代えて、小規模保育施設による供給量の確保ができるよう検討をしてまいります。

また、確保方策を円滑に実施していくため、保育士確保に努めるとともに、保育所用地の確保についても検討してまいります。

#### ● 就学前児童の学校教育・保育体制の施設整備予定

平成 30 年度と平成 31 年度の施設整備は、次の表のような予定を見込んでいます。3 号認定については、小規模保育施設と認可保育園の施設整備で、また、2 号認定については、認定こども園と認可保育園の施設整備で対応していく予定としています。

リージョン別の施設整備予定は、次ページの表のと通りの予定としています。

■表 3 号認定の確保施設数

(単位：箇所)

|     | 平成 30 年度 |       | 平成 31 年度 |       |
|-----|----------|-------|----------|-------|
|     | 小規模保育    | 認可保育園 | 小規模保育    | 認可保育園 |
| 施設数 | 2        | 4     | 2        | 7     |

\* 平成 31 年度の確保施設数は、前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量を示しています。

■表 2 号認定の確保施設数

(単位：箇所)

|     | 平成 30 年度 |       | 平成 31 年度 |       |
|-----|----------|-------|----------|-------|
|     | 認定こども園   | 認可保育園 | 認定こども園   | 認可保育園 |
| 施設数 | 1        | 4     | 3        | 7     |

\* 平成 31 年度の確保施設数は、前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量を示しています。



■表 リージョン別 3号認定の確保施設数

(単位：箇所)

|        | 平成 30 年度 |     | 平成 31 年度 |     |
|--------|----------|-----|----------|-----|
|        | 小規模保育    | 保育園 | 小規模保育    | 保育園 |
| Aリージョン | —        | 1   | —        | 1   |
| Bリージョン | —        | 1   | —        | 2   |
| Cリージョン | —        | —   | —        | —   |
| Dリージョン | 2        | —   | 2        | 1   |
| Eリージョン | —        | —   | —        | —   |
| Fリージョン | —        | 1   | —        | 2   |
| Gリージョン | —        | 1   | —        | 1   |
| 合計     | 2        | 4   | 2        | 7   |

\* 平成 31 年度の確保施設数は、前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量を示しています。

■表 リージョン別 2号認定の確保施設数

(単位：箇所)

|        | 平成 30 年度 |     | 平成 31 年度 |     |
|--------|----------|-----|----------|-----|
|        | 認定こども園   | 保育園 | 認定こども園   | 保育園 |
| Aリージョン | —        | 1   | —        | 1   |
| Bリージョン | —        | 1   | —        | 2   |
| Cリージョン | —        | —   | —        | —   |
| Dリージョン | 1        | —   | 2        | 1   |
| Eリージョン | —        | —   | 1        | —   |
| Fリージョン | —        | 1   | —        | 2   |
| Gリージョン | —        | 1   | —        | 1   |
| 合計     | 1        | 4   | 3        | 7   |

\* 平成 31 年度の確保施設数は、前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量を示しています。

## 2 公立再編整備による需給調整数を含めた認定区分別の必要見込み量と学校教育・保育の確保方策

■表 認定区分別の必要見込み量と学校教育・保育の確保方策

(単位：人)

|                                      | 3号  |       | 2号    |
|--------------------------------------|-----|-------|-------|
|                                      | 0歳  | 1・2歳  | 3歳～5歳 |
| ① 需要量（平成 31 年度）                      | 688 | 2,997 | 5,425 |
| ② 確保方策による施設整備後の供給量                   | 793 | 3,171 | 5,784 |
| ③ 必要見込み量（②－①）                        | 105 | 174   | 359   |
| ④ 公立再編整備による増減（保育所分）                  | ▲40 | ▲130  | ▲280  |
| ⑤ 必要見込み量・確保方策・公立再編整備による需給調整数の合計（③＋④） | 65  | 44    | 79    |

\* ④公立再編整備による増減は、公立再編整備により変動する、公立施設における現在の認可定員からの加減量



### 第3章 事業計画の具体的な取り組み

#### 3 リージョン別の就学前児童の学校教育・保育体制の必要見込み量と確保方策

リージョン別の平成31年度の確保方策としては、新たに保育園の整備や小規模保育施設の整備による確保を行います。

■表 リージョン別 3号認定の必要見込み量と学校教育・保育の確保方策（平成31年度）

|     |                 |             | 0歳  | 1・2歳 | 合計   |
|-----|-----------------|-------------|-----|------|------|
| A地域 | 必要見込み量（平成31年度）  |             | ▲2  | ▲46  | ▲48  |
|     | 確保方策            | 新規保育園整備     | 6   | 18   | 24   |
|     |                 | 企業主導型保育事業   |     |      |      |
|     |                 | 民間拡充        |     | 31   | 31   |
|     | 小計              |             | 4   | 3    | 7    |
| B地域 | 必要見込み量（平成31年度）  |             | ▲3  | ▲85  | ▲88  |
|     | 確保方策            | 新規保育園整備     | 15  | 45   | 60   |
|     |                 | 企業主導型保育事業   | 6   | 21   | 27   |
|     |                 | 民間拡充        |     | 60   | 60   |
|     | 小計              |             | 18  | 41   | 59   |
| C地域 | 必要見込み量（平成31年度）  |             | 21  | 16   | 37   |
|     | 確保方策            | 新規保育園整備     |     |      |      |
|     |                 | 企業主導型保育事業   | 16  | 6    | 22   |
|     |                 | 民間拡充        |     |      |      |
|     | 小計              |             | 37  | 22   | 59   |
| D地域 | 必要見込み量（平成31年度）  |             | ▲35 | ▲99  | ▲134 |
|     | 確保方策            | 新規保育園整備     | 6   | 18   | 24   |
|     |                 | 小規模保育施設整備   | 10  | 28   | 38   |
|     |                 | 企業主導型保育事業   | 3   | 6    | 9    |
|     |                 | 民間拡充        | 26  | 68   | 94   |
|     |                 | 幼保連携型認定こども園 |     | 6    | 6    |
|     | 小計              |             | 10  | 27   | 37   |
| E地域 | 必要見込み量（平成31年度）  |             | 6   | 8    | 14   |
|     | 確保方策            | 新規保育園整備     |     |      |      |
|     |                 | 企業主導型保育事業   |     |      |      |
|     |                 | 民間拡充        |     |      |      |
|     | 小計              |             | 6   | 8    | 14   |
| F地域 | 必要見込み量（平成31年度）  |             | ▲18 | ▲93  | ▲111 |
|     | 確保方策            | 新規保育園整備     | 15  | 45   | 60   |
|     |                 | 企業主導型保育事業   | 6   | 14   | 20   |
|     |                 | 民間拡充        | 10  | 61   | 71   |
|     | 小計              |             | 13  | 27   | 40   |
| G地域 | 必要見込み量（平成31年度）  |             | ▲11 | ▲34  | ▲45  |
|     | 確保方策            | 新規保育園整備     | 6   | 18   | 24   |
|     |                 | 企業主導型保育事業   |     |      | 0    |
|     |                 | 民間拡充        | 22  | 62   | 84   |
|     | 小計              |             | 17  | 46   | 63   |
| 合計  | 必要見込み量（平成31年度）① |             | ▲42 | ▲333 | ▲375 |
|     | 確保方策            | 新規保育園整備     | 48  | 144  | 192  |
|     |                 | 小規模保育施設整備   | 10  | 28   | 38   |
|     |                 | 企業主導型保育事業   | 31  | 47   | 78   |
|     |                 | 民間拡充        | 58  | 282  | 340  |
|     |                 | 幼保連携型認定こども園 | 0   | 6    | 6    |
|     |                 | 確保方策 計②     | 147 | 507  | 654  |
|     | 合計（①+②）         |             | 105 | 174  | 279  |

\* 必要見込み量とは、「アンケート調査で算出した需要量 － 現在の供給量（利用定員）」により算出される量です。▲は不足を表しています。

■表 リージョン別 2号認定の必要見込み量と学校教育・保育の確保方策（平成31年度）

|      |                      |           | 必要見込み量 |
|------|----------------------|-----------|--------|
| A 地域 | 必要見込み量（平成31年度）       |           | ▲56    |
|      | 確保方策                 | 新規保育園整備   | 36     |
|      |                      | 企業主導型保育事業 |        |
|      |                      | 民間拡充      | 21     |
|      | 小計                   |           | 1      |
| B 地域 | 必要見込み量（平成31年度）       |           | ▲108   |
|      | 確保方策                 | 新規保育園整備   | 90     |
|      |                      | 企業主導型保育事業 | 13     |
|      |                      | 民間拡充      | 77     |
|      | 小計                   |           | 72     |
| C 地域 | 必要見込み量（平成31年度）       |           | 27     |
|      | 確保方策                 | 新規保育園整備   |        |
|      |                      | 企業主導型保育事業 | 11     |
|      |                      | 民間拡充      |        |
|      | 小計                   |           | 38     |
| D 地域 | 必要見込み量（平成31年度）       |           | ▲110   |
|      | 確保方策                 | 新規保育園整備   | 36     |
|      |                      | 企業主導型保育事業 |        |
|      |                      | 民間拡充      | 71     |
|      |                      | 民間認定こども園  | 20     |
|      | 公立幼稚園再編整備（認定こども園移行）  |           | 51     |
|      | 小計                   |           | 68     |
| E 地域 | 必要見込み量（平成31年度）       |           | 10     |
|      | 確保方策                 | 新規保育園整備   |        |
|      |                      | 企業主導型保育事業 |        |
|      |                      | 民間拡充      |        |
|      |                      | 民間認定こども園  | 15     |
|      | 小計                   |           | 25     |
| F 地域 | 必要見込み量（平成31年度）       |           | ▲93    |
|      | 確保方策                 | 新規保育園整備   | 90     |
|      |                      | 企業主導型保育事業 |        |
|      |                      | 民間拡充      | 68     |
|      | 小計                   |           | 65     |
| G 地域 | 必要見込み量（平成31年度）       |           | ▲28    |
|      | 確保方策                 | 新規保育園整備   | 36     |
|      |                      | 企業主導型保育事業 |        |
|      |                      | 民間拡充      | 82     |
|      | 小計                   |           | 90     |
| 合計   | 必要見込み量（平成31年度）①      |           | ▲358   |
|      | 確保方策                 | 新規保育園整備   | 288    |
|      |                      | 企業主導型保育事業 | 24     |
|      |                      | 民間拡充      | 319    |
|      |                      | 民間認定こども園  | 35     |
|      |                      | 確保方策 計②   | 666    |
|      | 公立幼稚園再編整備（認定こども園移行）③ |           | 51     |
|      | 合計（①+②+③）            |           | 359    |

\* 必要見込み量とは、「アンケート調査で算出した需要量 － 現在の供給量（利用定員）」により算出される量です。▲は不足を表しています。

### 第3章 事業計画の具体的な取り組み

#### ● 3号認定

計画の見直し後の0歳児と1・2歳児の平成30年度と平成31年度の中学校区別とリージョン別の新たな需要量や必要見込み量については、次の通りとなっています。

■表 見直し後の教育・保育校区別必要見込み量（平成30年度）

| 中学校区 | リージョン | 3号  |        |        |     |       |        |        |      |
|------|-------|-----|--------|--------|-----|-------|--------|--------|------|
|      |       | 0歳  |        |        |     | 1・2歳  |        |        |      |
|      |       | 需要量 | 現在の供給量 | 必要見込み量 |     | 需要量   | 現在の供給量 | 必要見込み量 |      |
| 石切   | A     | 26  | 33     | 7      | ▲2  | 146   | 129    | ▲17    | ▲50  |
| 孔舎衛  |       | 16  | 7      | ▲9     |     | 74    | 41     | ▲33    |      |
| 縄手   | B     | 7   | 15     | 8      | ▲4  | 79    | 40     | ▲39    | ▲94  |
| 枚岡   |       | 41  | 32     | ▲9     |     | 120   | 168    | 48     |      |
| 縄手北  |       | 9   | 21     | 12     |     | 83    | 58     | ▲25    |      |
| 池島   |       | 18  | 9      | ▲9     |     | 82    | 49     | ▲33    |      |
| 縄手南  |       | 18  | 12     | ▲6     |     | 125   | 80     | ▲45    |      |
| 盾津   | C     | 35  | 72     | 37     | 20  | 280   | 290    | 10     | 9    |
| 盾津東  |       | 38  | 21     | ▲17    |     | 98    | 97     | ▲1     |      |
| 玉川   | D     | 49  | 19     | ▲30    | ▲37 | 167   | 85     | ▲82    | ▲108 |
| 英田   |       | 49  | 37     | ▲12    |     | 200   | 176    | ▲24    |      |
| 花園   |       | 16  | 30     | 14     |     | 144   | 143    | ▲1     |      |
| 若江   |       | 32  | 23     | ▲9     |     | 81    | 80     | ▲1     |      |
| 楠根   | E     | 44  | 49     | 5      | 5   | 176   | 183    | 7      | 7    |
| 長栄   | F     | 33  | 26     | ▲7     | ▲20 | 95    | 107    | 12     | ▲104 |
| 新喜多  |       | 39  | 27     | ▲12    |     | 161   | 106    | ▲55    |      |
| 俊徳   |       | 10  | 8      | ▲2     |     | 70    | 29     | ▲41    |      |
| 意岐部  |       | 20  | 37     | 17     |     | 72    | 111    | 39     |      |
| 高井田  |       | 31  | 25     | ▲6     |     | 126   | 100    | ▲26    |      |
| 小阪   |       | 49  | 39     | ▲10    |     | 202   | 169    | ▲33    |      |
| 金岡   | G     | 8   | 22     | 14     | ▲12 | 51    | 82     | 31     | ▲43  |
| 太平寺  |       | 15  | 17     | 2      |     | 48    | 78     | 30     |      |
| 上小阪  |       | 53  | 15     | ▲38    |     | 127   | 78     | ▲49    |      |
| 長瀬   |       | 18  | 10     | ▲8     |     | 87    | 35     | ▲52    |      |
| 弥刀   |       | 5   | 31     | 26     |     | 80    | 87     | 7      |      |
| 柏田   |       | 17  | 9      | ▲8     |     | 73    | 63     | 10     |      |
| 合 計  |       | 696 | 646    | ▲50    | ▲50 | 3,047 | 2,664  | ▲383   | ▲383 |

■表 見直し後の教育・保育校区分必要見込み量（平成31年度）

| 中学校区 | リージョン | 3号  |        |        |     |       |        |        |      |
|------|-------|-----|--------|--------|-----|-------|--------|--------|------|
|      |       | 0歳  |        |        |     | 1・2歳  |        |        |      |
|      |       | 需要量 | 現在の供給量 | 必要見込み量 |     | 需要量   | 現在の供給量 | 必要見込み量 |      |
| 石切   | A     | 26  | 33     | 7      | ▲2  | 144   | 129    | ▲15    | ▲46  |
| 孔舎衛  |       | 16  | 7      | ▲9     |     | 72    | 41     | ▲31    |      |
| 縄手   | B     | 7   | 15     | 8      | ▲3  | 77    | 40     | ▲37    | ▲85  |
| 枚岡   |       | 41  | 32     | ▲9     |     | 118   | 168    | 50     |      |
| 縄手北  |       | 8   | 21     | 13     |     | 82    | 58     | ▲24    |      |
| 池島   |       | 18  | 9      | ▲9     |     | 81    | 49     | ▲32    |      |
| 縄手南  |       | 18  | 12     | ▲6     |     | 122   | 80     | ▲42    |      |
| 盾津   | C     | 34  | 72     | 38     | 21  | 276   | 290    | 14     | 16   |
| 盾津東  |       | 38  | 21     | ▲17    |     | 95    | 97     | 2      |      |
| 玉川   | D     | 48  | 19     | ▲29    | ▲35 | 164   | 85     | ▲79    | ▲99  |
| 英田   |       | 49  | 37     | ▲12    |     | 198   | 176    | ▲22    |      |
| 花園   |       | 16  | 30     | 14     |     | 141   | 143    | 2      |      |
| 若江   |       | 31  | 23     | ▲8     |     | 80    | 80     | 0      |      |
| 楠根   | E     | 43  | 49     | 6      | 6   | 175   | 183    | 8      | 8    |
| 長栄   | F     | 33  | 26     | ▲7     | ▲18 | 93    | 107    | 14     | ▲93  |
| 新喜多  |       | 38  | 27     | ▲11    |     | 159   | 106    | ▲53    |      |
| 俊徳   |       | 10  | 8      | ▲2     |     | 69    | 29     | ▲40    |      |
| 意岐部  |       | 20  | 37     | 17     |     | 71    | 111    | 40     |      |
| 高井田  |       | 31  | 25     | ▲6     |     | 124   | 100    | ▲24    |      |
| 小阪   |       | 48  | 39     | ▲9     |     | 199   | 169    | ▲30    |      |
| 金岡   | G     | 8   | 22     | 14     | ▲11 | 50    | 82     | 32     | ▲34  |
| 太平寺  |       | 15  | 17     | 2      |     | 47    | 78     | 31     |      |
| 上小阪  |       | 53  | 15     | ▲38    |     | 124   | 78     | ▲46    |      |
| 長瀬   |       | 17  | 10     | ▲7     |     | 86    | 35     | ▲51    |      |
| 弥刀   |       | 5   | 31     | 26     |     | 78    | 87     | 9      |      |
| 柏田   |       | 17  | 9      | ▲8     |     | 72    | 63     | ▲9     |      |
| 合 計  |       | 688 | 646    | ▲42    | ▲42 | 2,997 | 2,664  | ▲333   | ▲333 |

### 第3章 事業計画の具体的な取り組み

#### ● 1号・2号認定

■表 見直し後の教育・保育校区别必要見込み量（平成30年度） 1号・2号 （単位：人）

| 中学校区 | リージョン | 1号    |            |        |       | 2号                          |             |            |        |      |
|------|-------|-------|------------|--------|-------|-----------------------------|-------------|------------|--------|------|
|      |       | 幼稚園   |            |        |       | 需要量                         |             | 現在の<br>供給量 | 必要見込み量 |      |
|      |       | 需要量   | 現在の<br>供給量 | 必要見込み量 |       | 保育認定<br>【認定こども園・<br>保育所（園）】 | 幼稚園<br>利用希望 |            |        |      |
| 石切   | A     | 238   | 440        | 202    | 156   | 155                         | 68          | 237        | 14     | ▲64  |
| 孔舎衛  |       | 201   | 155        | ▲46    |       | 80                          | 70          | 72         | ▲78    |      |
| 縄手   | B     | 81    | 15         | ▲66    | 285   | 94                          | 40          | 54         | ▲80    | ▲129 |
| 枚岡   |       | 250   | 164        | ▲86    |       | 291                         | 18          | 309        | 0      |      |
| 縄手北  |       | 157   | 356        | 199    |       | 126                         | 25          | 90         | ▲61    |      |
| 池島   |       | 116   | 205        | 89     |       | 65                          | 31          | 112        | 16     |      |
| 縄手南  |       | 75    | 224        | 149    |       | 146                         | 35          | 177        | ▲4     |      |
| 盾津   | C     | 361   | 525        | 164    | 116   | 419                         | 70          | 687        | 198    | 12   |
| 盾津東  |       | 204   | 156        | ▲48    |       | 279                         | 54          | 147        | ▲186   |      |
| 玉川   | D     | 197   | 140        | ▲57    | 291   | 198                         | 30          | 164        | ▲64    | ▲129 |
| 英田   |       | 240   | 426        | 186    |       | 274                         | 53          | 384        | 57     |      |
| 花園   |       | 139   | 323        | 184    |       | 182                         | 70          | 254        | 2      |      |
| 若江   |       | 162   | 140        | ▲22    |       | 156                         | 29          | 61         | ▲124   |      |
| 楠根   | E     | 353   | 630        | 277    | 277   | 284                         | 69          | 358        | 5      | 5    |
| 長栄   | F     | 71    | 195        | 124    | 1,180 | 182                         | 31          | 166        | ▲47    | ▲120 |
| 新喜多  |       | 167   | 774        | 607    |       | 163                         | 44          | 185        | ▲22    |      |
| 俊徳   |       | 39    | 255        | 216    |       | 78                          | 18          | 32         | ▲64    |      |
| 意岐部  |       | 38    | 0          | ▲38    |       | 184                         | 25          | 212        | 3      |      |
| 高井田  |       | 184   | 311        | 127    |       | 91                          | 68          | 204        | 45     |      |
| 小阪   |       | 172   | 316        | 144    |       | 300                         | 41          | 306        | ▲35    |      |
| 金岡   | G     | 44    | 240        | 196    | 210   | 78                          | 36          | 185        | 71     | ▲45  |
| 太平寺  |       | 27    | 90         | 63     |       | 92                          | 30          | 165        | 43     |      |
| 上小阪  |       | 137   | 193        | 56     |       | 188                         | 56          | 147        | ▲97    |      |
| 長瀬   |       | 54    | 0          | ▲54    |       | 94                          | 43          | 75         | ▲62    |      |
| 弥刀   |       | 115   | 15         | ▲100   |       | 111                         | 31          | 171        | 29     |      |
| 柏田   |       | 78    | 127        | 49     |       | 120                         | 22          | 113        | ▲29    |      |
| 合 計  |       | 3,900 | 6,415      | 2,515  | 2,515 | 4,430                       | 1,107       | 5,067      | ▲470   | ▲470 |

■表 見直し後の教育・保育校区别必要見込み量（平成31年度） 1号・2号 （単位：人）

| 中学校区 | リージョン | 1号    |            |        |       | 2号                          |             |            |        |      |
|------|-------|-------|------------|--------|-------|-----------------------------|-------------|------------|--------|------|
|      |       | 幼稚園   |            |        |       | 需要量                         |             | 現在の<br>供給量 | 必要見込み量 |      |
|      |       | 需要量   | 現在の<br>供給量 | 必要見込み量 |       | 保育認定<br>【認定こども園・<br>保育所（園）】 | 幼稚園<br>利用希望 |            |        |      |
| 石切   | A     | 233   | 440        | 207    | 165   | 151                         | 67          | 237        | 19     | ▲56  |
| 孔舎衛  |       | 197   | 155        | ▲42    |       | 78                          | 69          | 72         | ▲75    |      |
| 縄手   | B     | 79    | 15         | ▲64    | 301   | 92                          | 39          | 54         | ▲77    | ▲108 |
| 枚岡   |       | 244   | 164        | ▲80    |       | 285                         | 18          | 309        | 6      |      |
| 縄手北  |       | 153   | 356        | 203    |       | 122                         | 24          | 90         | ▲56    |      |
| 池島   |       | 113   | 205        | 92     |       | 63                          | 30          | 112        | 19     |      |
| 縄手南  |       | 74    | 224        | 150    |       | 143                         | 34          | 177        | 0      |      |
| 盾津   | C     | 354   | 525        | 171    | 127   | 410                         | 69          | 687        | 208    | 27   |
| 盾津東  |       | 200   | 156        | ▲44    |       | 274                         | 54          | 147        | ▲181   |      |
| 玉川   | D     | 193   | 140        | ▲53    | 305   | 195                         | 29          | 164        | ▲60    | ▲110 |
| 英田   |       | 235   | 426        | 191    |       | 269                         | 51          | 384        | 64     |      |
| 花園   |       | 136   | 323        | 187    |       | 178                         | 69          | 254        | 7      |      |
| 若江   |       | 160   | 140        | ▲20    |       | 154                         | 28          | 61         | ▲121   |      |
| 楠根   | E     | 346   | 630        | 284    | 284   | 279                         | 69          | 358        | 10     | 10   |
| 長栄   | F     | 69    | 195        | 126    | 1,192 | 178                         | 30          | 166        | ▲42    | ▲93  |
| 新喜多  |       | 164   | 774        | 610    |       | 160                         | 42          | 185        | ▲17    |      |
| 俊徳   |       | 39    | 255        | 216    |       | 76                          | 18          | 32         | ▲62    |      |
| 意岐部  |       | 37    | 0          | ▲37    |       | 179                         | 24          | 212        | 9      |      |
| 高井田  |       | 181   | 311        | 130    |       | 90                          | 67          | 204        | 47     |      |
| 小阪   |       | 169   | 316        | 147    |       | 293                         | 41          | 306        | ▲28    |      |
| 金岡   | G     | 43    | 240        | 197    | 218   | 77                          | 35          | 185        | 73     | ▲28  |
| 太平寺  |       | 26    | 90         | 64     |       | 91                          | 29          | 165        | 45     |      |
| 上小阪  |       | 135   | 193        | 58     |       | 184                         | 55          | 147        | ▲92    |      |
| 長瀬   |       | 53    | 0          | ▲53    |       | 93                          | 42          | 75         | ▲60    |      |
| 弥刀   |       | 113   | 15         | ▲98    |       | 108                         | 30          | 171        | 33     |      |
| 柏田   |       | 77    | 127        | 50     |       | 119                         | 21          | 113        | ▲27    |      |
| 合 計  |       | 3,823 | 6,415      | 2,592  | 2,592 | 4,341                       | 1,084       | 5,067      | ▲358   | ▲358 |

## (2) 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保方策の見直しについて

## ① 一時預かり事業

【当初事業計画書 P92】

■表 当初計画の一般型の必要見込み量と確保方策

(単位：人日、人)

|                        |                                         | 平成 27<br>年度 | 平成 28<br>年度 | 平成 29<br>年度 | 見直し対象       |             |
|------------------------|-----------------------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|                        |                                         |             |             |             | 平成 30<br>年度 | 平成 31<br>年度 |
| 需要量                    | 2号認定による<br>定期的な利用（人日）                   | 211,719     | 206,668     | 202,850     | 199,031     | 195,172     |
|                        | 上記以外（預かり保育と<br>2号認定による定期的な<br>利用以外）（人日） | 72,695      | 70,882      | 69,968      | 69,073      | 68,156      |
| 現在の供給量（上記以外のみ）<br>（人日） |                                         | 18,718      | 18,718      | 18,718      | 18,718      | 18,718      |
| 必要見込み量                 | 人日                                      | ▲53,977     | ▲52,164     | ▲51,520     | ▲50,355     | ▲49,438     |
|                        | 人*                                      | ▲374        | ▲362        | ▲355        | ▲349        | ▲343        |
| 確保<br>方策               | 一時預かり事業（在園児<br>対象型を除く）（人日）              | 14,544      | 25,776      | 39,168      | 49,680      | 59,760      |

■表 当初計画の一般型の確保方策の内訳

(単位：人日)

|           | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 見直し対象    |          |
|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|           |          |          |          | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
| 子育て支援センター | —        | —        | 1,440    | 1,440    | 2,880    |
| 公立幼稚園     | 4,320    | 4,320    | 4,320    | 4,320    | 4,320    |
| 認定こども園    | 2,880    | 7,200    | 7,200    | 7,200    | 7,200    |
| 民間保育園     | 4,320    | 8,640    | 14,400   | 20,160   | 25,920   |
| 公立認定こども園  | —        | —        | 2,880    | 4,320    | 5,760    |
| 民間幼稚園     | 720      | 1,440    | 2,880    | 4,320    | 5,760    |
| その他の施設    | 2,304    | 4,176    | 6,048    | 7,920    | 7,920    |
| 合計        | 14,544   | 25,776   | 39,168   | 49,680   | 59,760   |

\* 平成 28 年度以降の確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

■表 一般型の確保方策の内訳の実績

(単位：人日)

|           | 実績       |          |          |
|-----------|----------|----------|----------|
|           | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
| 子育て支援センター | —        | —        | 2,016    |
| 公立幼稚園     | 2,400    | 2,400    | 2,400    |
| 認定こども園    | 7,696    | 7,696    | 7,696    |
| 民間保育園     |          |          |          |
| 公立認定こども園  | —        | —        | 2,880    |
| 民間幼稚園     |          |          |          |
| その他の施設    |          |          |          |
| 公立保育所     | 2,880    | 2,880    | 2,880    |
| 合計        | 12,976   | 12,976   | 14,992   |

\* 平成 28 年度以降の実績は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

見直し後の平成 30 年度と平成 31 年度の一時預かり事業の必要見込み量と確保方策は、次のようになっています。

■表 見直し後の一般型の必要見込み量と確保方策

(単位：人日、人)

|                    |                                   | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|--------------------|-----------------------------------|----------|----------|
| 需要量                | 2 号認定による定期的な利用（人日）*1              | 226,305  | 221,773  |
|                    | 上記以外（預かり保育と 2 号認定による定期的な利用以外）（人日） | 79,754   | 78,696   |
| 現在の供給量（上記以外のみ）（人日） |                                   | 33,710   | 33,710   |
| 必要見込み量             | 人日                                | ▲46,044  | ▲44,986  |
|                    | 人*2                               | ▲319     | ▲312     |
| 確保方策               | 一時預かり事業（在園児対象型を除く）（人日）*3          | 26,208   | 46,368   |

\*1 2 号認定は教育・保育施設で対応するため必要見込み量には影響しません。2 号認定による定期的な利用とは、現在、幼稚園を利用されている方で長時間の預かりを必要とする方です。

\*2 一般型の一時預かりについては週 3 日程度の利用を想定しています。

\*3 平成 31 年度の確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。



■表 見直し後の一般型の確保方策の内訳

(単位：人日)

|           | 見直し後   |        |
|-----------|--------|--------|
|           | 平成30年度 | 平成31年度 |
| 子育て支援センター |        |        |
| 公立幼稚園     |        |        |
| 認定こども園    | 11,520 | 18,720 |
| 民間保育園     | 10,080 | 21,600 |
| 公立認定こども園  | 2,880  | 4,320  |
| 民間幼稚園     |        |        |
| その他の施設    | 1,728  | 1,728  |
| 公立保育所     |        |        |
| 合計        | 26,208 | 46,368 |

\* 平成31年度の確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

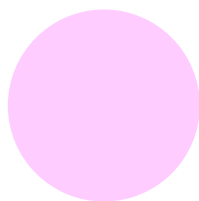
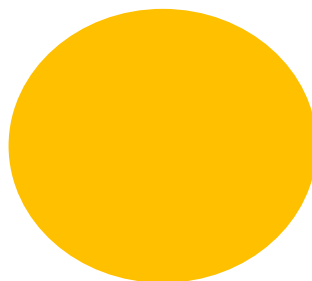
見直し後の一時預かり事業における確保方策は、認定こども園や民間保育園の活用による見込み量の確保を行います。

#### 【確保方策の考え方】

- ・新たに整備する民間保育所で一時預かりを実施します。
- ・新たに開設する公立認定こども園で一時預かりを実施します。
- ・小規模保育施設で余裕活用型の一時預かりを実施します。
- ・つどいの広場で一時預かりを実施します。
- ・既存の認定こども園、保育園で受入数の拡充に努めます。



市内の認定こども園、保育所、幼稚園に通う園児の作品



## 第4章 今後の展望について

---



市内の認定こども園、保育所、幼稚園に通う園児の作品



### （１）保育需要量について

平成 29 年 6 月に国の新たな待機児童解消計画として「子育て安心プラン」が発表されました。「子育て安心プラン」の中では、就業率のM字カーブを解消するため、平成 30 年度から平成 34 年度末までの 5 年間で女性の就業率 80%に対応できる保育の受け皿確保が謳われています。さらには、社会情勢の変化や女性就業率の上昇等に伴い、保育の利用申込者数は年々増加していることから、喫緊の課題である待機児童解消のための取組を一層強化し、推進していく必要から、女性の就業率 80%に対応できる保育の受け皿整備を、平成 32 年度末までに前倒しして実施していくことが求められています。

本市の女性の就業率は、平成 27 年度 62.1%であることを鑑みると、女性の社会進出にともない保育需要量は、さらに増える見込まれます。加えて、幼児教育と保育の無償化や配偶者控除の見直しも今後予定されることから、より一層の保育需要の喚起が予想されます。

一方、少子化による就学前児童数の減少傾向も見受けられることから、今後の保育需要の変化を注視し、既存施設の受け入れ体制を拡充していくような工夫も必要となります。

### （２）就学前児童の学校教育・保育に携わる人員の確保策について

保育士等（保育教諭、保育士）の不足は東大阪市だけの課題ではなく、全国的な流れとなっており、保育士等の確保については様々な確保策が行われています。また、平成 29 年度からは、保育士等の処遇改善の更なる充実も図られており、国を始め、各市町村が一層力を入れています。

東大阪市においても、当初計画に掲げたようなマッチング事業を積極的に実施するとともに、市独自の手当てを実施したり、市内の保育園、認定こども園で働く保育士等の子どもを対象として入所選考の加点を行うなど、様々な支援策の充実に努めています。

また、保育に従事する人を増やすため、子育て支援員養成研修を実施し、子育て支援員の養成にも努めていますが、現状では保育士等の不足の解消にはほど遠い状況となっています。

加えて、都市間でも保育士確保の競争状態となっており厳しい状況となっています。このような中で、今回の中間見直しで新たな認可保育園や小規模保育施設を整備することから、他市の取り組み状況を把握し、国の保育士確保事業の活用等を検討してまいります。また、保育士等の養成機関のみならず、学生や潜在保育士等に直接的な働きかけを行うなど、保育士等の確保について積極的な取り組みを進めてまいります。

### （３）就学前児童の学校教育・保育の質の確保について

東大阪市では、新制度施行以降、認定こども園や小規模保育施設の施設整備を進め、市内の施設数を大幅に増やしてきました。また、最近では、企業主導型保育事業が導入され、市としては認可外保育施設の数も大幅に伸びてきています。

このような中、子どもがよりよく育つために保育の質の確保にも十分に配慮を行う必要があります。

巡回保育士による施設のフォローなどを通して、保護者が安心して子どもを預けることができる環境づくりが求められます。

### 本市の保育士等確保の取り組み

#### ★ 保育士等人材マッチング事業

潜在している保育士等や保育士課程・幼稚園課程を卒業予定の学生を対象に、市内認定こども園、保育園への就労につながるよう就職合同説明会を実施しています。

##### 【開催概要】

|                      |                                                 |
|----------------------|-------------------------------------------------|
| 平成 27 年 10 月 31 日(土) | 東大阪市社会福祉施設団体連絡会主催の福祉のお仕事合同説明会に子どもすこやか部共催部分として実施 |
| 平成 28 年 7 月 9 日(土)   | 市の人材マッチング事業として実施<br>参加法人 市内 16 法人 23 園          |
| 平成 29 年 7 月 8 日(土)   | 市の人材マッチング事業として実施<br>参加法人 市内 17 法人 23 園          |

#### ★ 子育て支援員養成研修の実施

保育の多様な担い手確保を目的として、保育所（園）・認定こども園等で保育士に代わって働くことができる子育て支援員の活用を開始し、平成 28 年度から養成研修を実施しています。

また、研修修了者が円滑に就職できるように、市内認定こども園・保育所（園）の情報を取りまとめて提供するなど、就労にむけた支援も行っています。

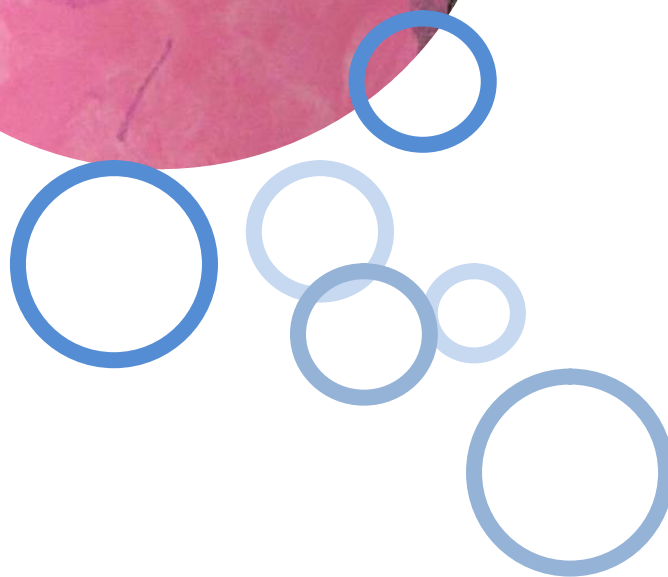
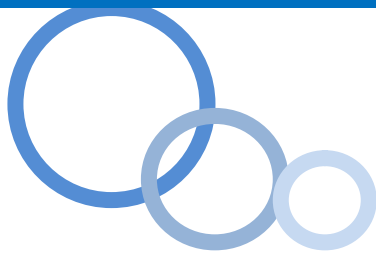
##### 【研修概要】

|          |                          |
|----------|--------------------------|
| 平成 28 年度 | 80 名定員で実施（40 名定員 2 コース）  |
| 平成 29 年度 | 120 名定員で実施（40 名定員 3 コース） |

#### ★ 保育士等に対する市独自の人件費手当での支給

東大阪市では、保育士等の処遇を改善するため、原則、正規職員の保育士等 1 人当たり月 1 万円の人件費補助を実施しています。

保育士等の不足は、全国的な課題となっており、今後、増加すると見込まれる保育需要に対応するためには、保育士等確保策の取り組みが重要と考えられます。今後も、保育士等の確保に向け、効果的な手法について検討をしてみたいです。



東大阪市子ども・子育て支援事業計画  
別冊 中間見直し

発行 平成 30 年 3 月

東大阪市 子どもすこやか部

子ども子育て室 施設指導課

大阪府東大阪市荒本北一丁目 1 番 1 号

TEL 06-4309-3201

FAX 06-4309-3817



## 1 計画見直しの背景と趣旨

## (1) 中間見直しの背景

平成 27 年度からの子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、平成 27 年 3 月に「すべての子どもへ質の高い教育・保育の提供と子育て支援の充実」を図ることを目指して「東大阪市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。本計画の計画期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間の計画としており、国が定める基本的な指針において中間年である平成 29 年度を目安として、計画と実績に乖離がある場合は見直しが必要とされています。本市では、当初計画策定時から現在に至るまでの就学前児童の学校教育・保育の利用者数、待機児童数の実績値を鑑み、より現状に即した子ども・子育て支援体制の確保を図るため、計画の中間年に中間見直しを実施することにしました。

## (2) 当初計画の基本理念の継承

今回の事業計画中間見直しにおいては、当初計画の基本理念である『すべての子どもの権利を尊重し、次代を担う子どもの生きる力・夢を育み、子育ての喜びが実感できるまち東大阪』を継承し、引き続き、「すべての子どもへの質の高い教育・保育の提供と子育て支援の充実」の実現を目指して、当初計画の施策である「幼児期における質の高い学校教育・保育の提供」「待機児童の解消」「在宅での子育て支援の拡充」に取り組みます。

## (3) 計画期間

子ども・子育て支援事業計画の計画期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間です。

「別冊」には、平成 29 年度に実施した事業計画の中間見直しによる、平成 30 年度、平成 31 年度の計画の変更部分を掲載します。

| 平成 27 年度                   | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|----------------------------|----------|----------|----------|----------|
|                            |          |          |          |          |
| 第 2 次東大阪市次世代育成支援行動計画（前期計画） |          |          |          |          |
|                            |          |          |          |          |
| 東大阪市子ども・子育て支援事業計画          |          |          |          |          |
|                            |          |          |          |          |
|                            |          | 見直し      | 「別冊」     |          |

## (4) 量の見直しと確保方策の見直し方法について

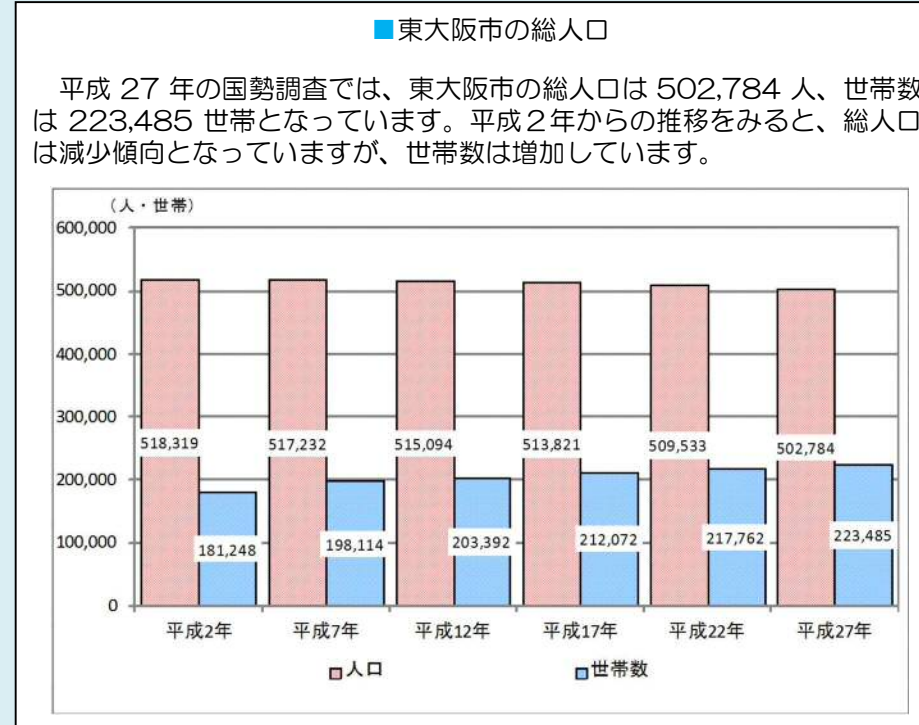
計画の見直しにおいては、現行事業計画に記載の人口推計値等を、直近のデータを踏まえて再算出しました。また、量の見込みを見直す際に必要となる市民ニーズを算出するため、「子ども・子育て支援事業計画の中間見直しに関するアンケート調査」を平成 29 年度に実施しました。

新たに算出された量の見込みをもとに、今後の確保方策の見直しを行います。

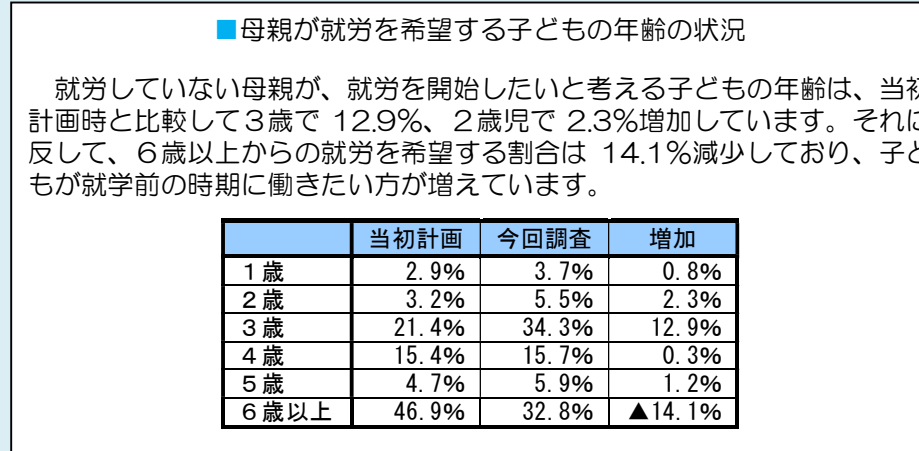
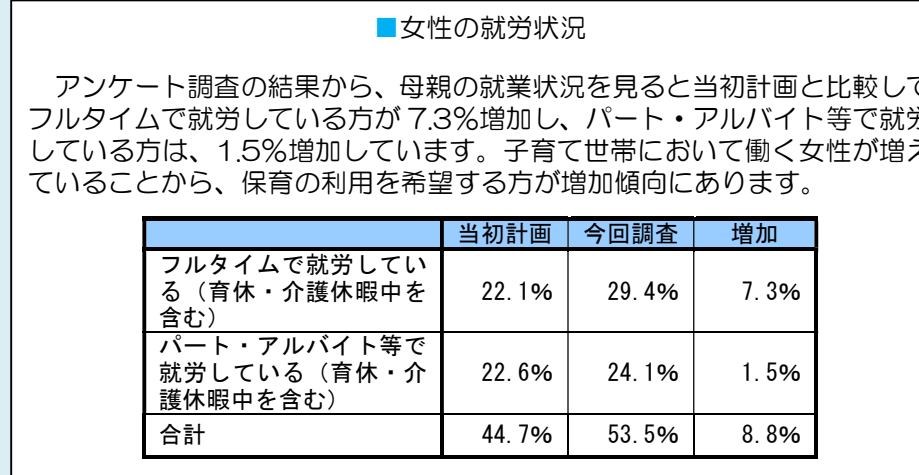
見直しの対象となる事業は、施設整備等により待機児童は着実に減少しているものの、平成 29 年度においても待機児童、未入所児童がいることから「就学前児童の学校教育・保育の提供体制」について見直します。また、当初計画の際にも大きなニーズ量が見られた「一時預かり事業」についても見直しを実施します。

## 2 子どもと子育てをめぐる現状と主要な課題について

## (1) 東大阪市の現状



## (2) 就労について

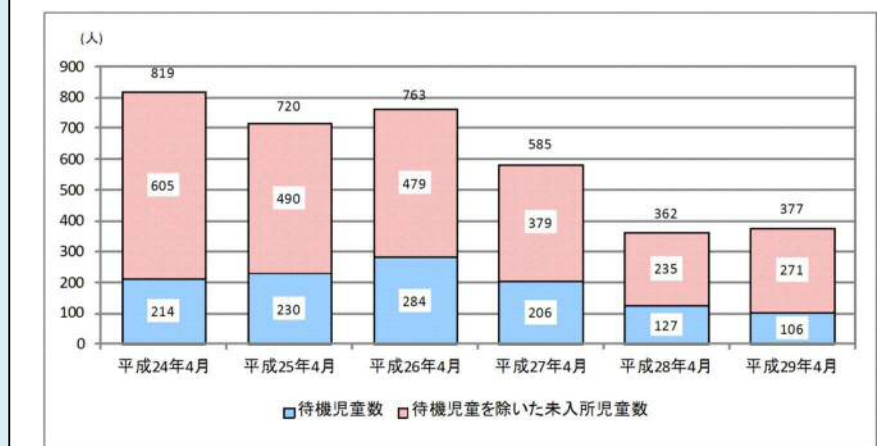


## ■就学前児童数および待機児童数

就学前児童数は、平成 25 年の 23,694 人から年々減少し、平成 29 年には 21,394 人となっています。

待機児童数は、平成 26 年度まで増加傾向にあり 284 人となりましたが、平成 27 年度以降は減少傾向にあり、平成 29 年 4 月で 106 人となりました。待機児童の年齢別の傾向としては、ほとんどが 0～2 歳児となっております。また、未入所児童は、平成 28 年度まで減少していましたが、平成 29 年度には増加に転じ 377 人となっています。要因としては、社会経済情勢の変化を受けて、就労を希望する保護者が増加したことが考えられます。

|                 | 平成 25 年 | 平成 26 年 | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 |
|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 就学前児童数（0 歳～5 歳） | 23,694  | 23,119  | 22,620  | 21,969  | 21,394  |



## (3) 就学前児童の学校教育・保育施設の変遷

## ■就学前児童の学校教育・保育施設の推移

民間施設から幼保連携型認定こども園への移行は、子ども・子育て支援新制度が施行された平成 27 年度から平成 30 年度の 4 年間で、幼稚園から 10 園、保育所から 25 園が移行しています。また、幼稚園型認定こども園は、幼稚園から 3 園が移行しています。

小規模保育施設は、平成 30 年度で 18 園となります。公立施設は、公立の再編整備計画に基づき、幼保連携型認定こども園 2 園、幼稚園型認定こども園 1 園を整備しました。

|    |             | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|----|-------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 民間 | 幼保連携型認定こども園 | —        | 11       | 22       | 32       | 35       |
|    | 幼稚園型認定こども園  | —        | 2        | 2        | 3        | 3        |
|    | 保育所         | 54       | 45       | 38       | 31       | 29       |
|    | 幼稚園         | 22       | 18       | 14       | 10       | 9        |
|    | 小規模保育施設     | —        | 5        | 15       | 17       | 18       |
| 公立 | 幼保連携型認定こども園 | —        | —        | —        | 2        | 2        |
|    | 幼稚園型認定こども園  | —        | —        | —        | 1        | 1        |
|    | 保育所         | 12       | 12       | 12       | 10       | 10       |
|    | 幼稚園         | 19       | 19       | 19       | 9        | 9        |



3 事業計画の具体的な取り組み

(1) 必要見込み量算出について

①需要量の算出方法の概要

中間見直しの対象事業の需要量を算出するにあたって、アンケート調査を踏まえ、国の手引き書・ワークシートに基づいて家族ごとの潜在的なニーズや市の実情を勘案しています。  
中間見直しの対象事業は次のとおりです。

■ 中間見直しの対象事業

| 施設・事業         |                                                         |
|---------------|---------------------------------------------------------|
| 教育・保育         | 1号認定（教育標準時間認定）<br>2号認定（保育認定①（幼稚園）・保育認定②）<br>3号認定（保育認定③） |
| 地域子ども・子育て支援事業 | 一時預かり事業（一般型（就労型・リフレッシュ型））                               |

(2) 就学前児童の学校教育・保育について

①就学前児童の学校教育・需要量と現状の供給量

需要量の傾向としては、当初計画と比較して0歳は、ほぼ横ばい、1・2歳は、大きく増えており、平成31年度で551人増となっています。また、1号認定は減少傾向にありますが、2号認定は、平成31年度で406人増となっています。  
今回実施したアンケート調査では、前回調査と比べ、フルタイム勤務の割合が増加していることや、「母親が就労を希望する子どもの年齢の状況」では、2・3歳での就労希望率が高くなっていることから、保育の利用希望が増加していることが分かります。また、認定こども園や小規模保育施設が利用者に広く浸透したことにより、保育の利用希望が増加したことで、1号認定の需要量が当初計画に比べて減少しています。  
この必要見込み量を充足させるために、平成30年度および平成31年度の確保方策を見直しました。

【確保方策の考え方】

- 新たな認可保育園を整備します。
- 公立幼稚園の認定こども園移行により、小規模保育施設拡充の障壁のひとつとなっている卒園後の連携先確保を実現することで、小規模保育施設の整備を図ります。
- 幼稚園から認定こども園への移行を希望する場合は、引き続き円滑に移行ができるように支援をまいります。

なお、平成31年度の確保方策は、小規模保育施設の卒園後の連携先確保に取り組み、認可保育園に代えて、小規模保育施設による供給量の確保ができるよう検討をまいります。

■ 3号認定の確保施設数\*3

|     | 平成30年度 |       | 平成31年度 |       |
|-----|--------|-------|--------|-------|
|     | 小規模保育  | 認可保育園 | 小規模保育  | 認可保育園 |
| 施設数 | 2箇所    | 4箇所   | 2箇所    | 7箇所   |

■ 2号認定の確保施設数\*3

|     | 平成30年度 |       | 平成31年度 |       |
|-----|--------|-------|--------|-------|
|     | 認定こども園 | 認可保育園 | 認定こども園 | 認可保育園 |
| 施設数 | 1箇所    | 4箇所   | 3箇所    | 7箇所   |

■ 当初計画と見直し後の需要量の比較 (単位：人)

|        | 3～5歳の内 |       |           | 3号   | 3号      |
|--------|--------|-------|-----------|------|---------|
|        | 1号     | 2号    | 2号（幼稚園）*1 | （0歳） | （1・2歳児） |
| 当初計画   | 5,817  | 4,222 | 797       | 688  | 2,446   |
| 中間見直し後 | 3,823  | 4,341 | 1,084     | 688  | 2,997   |
| 増減     | ▲1,994 | 119   | 287       | 0    | 551     |

■ 見直し後の就学前児童の学校教育・保育施設の需要量及び確保方策 (単位：人)

|                | 3～5歳の内                         |       |           | 3号    | 3号     |       |
|----------------|--------------------------------|-------|-----------|-------|--------|-------|
|                | 1号                             | 2号    | 2号（幼稚園）*1 | （0歳）  | （1・2歳） |       |
| 平成30年度<br>確保方策 | I. 需要量                         | 3,900 | 4,430     | 1,107 | 696    | 3,047 |
|                | II. 現在の供給量                     | 6,415 |           | 5,067 | 646    | 2,664 |
|                | III. 必要見込み量                    | 2,515 |           | ▲470  | ▲50    | ▲383  |
|                | IV. 認定こども園                     | ▲20   |           | 20    | —      | 6     |
|                | 認可保育園                          | —     |           | 180   | 30     | 90    |
|                | 小規模保育施設<br>民間拡充*2<br>（企業主導型含む） | —     |           | —     | 10     | 28    |
| 合計             | ▲20                            |       | 543       | 129   | 453    |       |
| 平成31年度<br>確保方策 | I. 需要量                         | 3,823 | 4,341     | 1,084 | 688    | 2,997 |
|                | II. 現在の供給量                     | 6,415 |           | 5,067 | 646    | 2,664 |
|                | III. 必要見込み量                    | 2,592 |           | ▲358  | ▲42    | ▲333  |
|                | IV. 認定こども園                     | ▲86   |           | 86    | —      | 6     |
|                | 認可保育園                          | —     |           | 288   | 48     | 144   |
|                | 小規模保育施設<br>民間拡充*2<br>（企業主導型含む） | —     |           | —     | 10     | 28    |
| 合計             | ▲86                            |       | 717       | 147   | 507    |       |

■ 認定区分別の必要見込み量と学校教育・保育の確保方策

|                                     | 3号   |        | 2号     |
|-------------------------------------|------|--------|--------|
|                                     | 0歳   | 1・2歳   | 3歳～5歳  |
| ①需要量（平成31年度）                        | 688人 | 2,997人 | 5,425人 |
| ②確保方策による施設整備後の供給量                   | 793人 | 3,171人 | 5,784人 |
| ③必要見込み量（②－①）                        | 105人 | 174人   | 359人   |
| ④公立再編整備による増減（保育所分）*4                | ▲40人 | ▲130人  | ▲280人  |
| ⑤必要見込み量・確保方策・公立再編整備による需給調整数の合計（③＋④） | 65人  | 44人    | 79人    |

②地域子ども子育て支援事業の需要量及び、確保方策の見直しについて

●一時預かり事業

■見直し後の一般型の必要見込み量と確保方策\*3  
(単位：人日)

【確保方策の考え方】

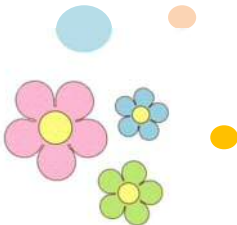
- 新たに整備する民間保育所で一時預かりを実施します。
- 新たに開設する公立認定こども園で一時預かりを実施します。
- 小規模保育施設で余裕活用型の一時預かりを実施します。
- つどいの広場で一時預かりを実施します。
- 既存の認定こども園、保育園で受入数の拡充に努めます。



■見直し後の一般型の必要見込み量と確保方策

(単位：人日、人)

|                    |                                 | 平成30年度  | 平成31年度  |
|--------------------|---------------------------------|---------|---------|
| 需要量                | 2号認定による定期的な利用（人日）*5             | 226,305 | 221,773 |
|                    | 上記以外（預かり保育と2号認定による定期的な利用以外）（人日） | 79,754  | 78,696  |
| 現在の供給量（上記以外のみ）（人日） |                                 |         | 33,710  |
| 必要見込み量             | 人日                              | ▲46,044 | ▲44,986 |
|                    | 人*6                             | ▲319    | ▲312    |
| 確保方策               | 一時預かり事業（在園児対象型を除く）（人日）*7        | 26,208  | 46,368  |



4 今後の展望について

(1) 保育需要量

女性の社会進出にともない本市の保育需要量はさらに増える見込まれています。加えて、幼児教育と保育の無償化や配偶者控除の見直しも今後予定されることから、より一層の保育需要の喚起が予想されます。少子化の影響なども考慮して今後の保育需要の変化を注視し、既存施設の受け入れ体制を拡充していくような工夫も必要となります。

(2) 就学前児童の学校教育・保育に携わる人員の確保策

保育士等（保育教諭、保育士）の不足は全国的な流れとなっており、保育士等の確保については様々な確保策が行われています。東大阪市においても、以下に挙げているような様々な支援を行っており、子育て支援員の養成にも努めていますが、現状では保育士等の不足の解消にはほど遠い状況となっています。他市の取り組み状況を把握し、国の保育士確保事業の活用等を検討する中で、保育士等の確保について積極的な取り組みを進めてまいります。

(3) 学校教育・保育の質の確保

東大阪市では、新制度施行以降、認定こども園や小規模保育施設の施設整備を進めてきました。また、最近では、企業主導型保育事業が導入され、市としては認可外保育施設の数も大幅に伸びてきています。

このような中で子どもがよりよく育つため、保育の質を確保できるよう、巡回保育士による施設のフォローなどを通して、保護者が安心してこどもを預けることができる環境づくりが求められます。

【本市の保育士等確保の取り組み】

- ★ 保育士等人材マッチング事業
- ★ 子育て支援員養成研修の実施
- ★ 保育士等に対する市独自の人件費手当ての支給



東大阪市子ども・子育て支援事業計画 別冊 中間見直し <概要版> 発行 平成30年3月

東大阪市 子どもすこやか部 施設指導課  
大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号  
TEL 06-4309-3201 FAX 06-4309-3817

\*1 保育の必要があり、かつ、幼児期の学校教育の利用希望が強い人  
\*2 民間拡充は、企業主導型保育事業を含む民間保育施設の受入数拡充です。認可保育園の整備は、2か年事業になります。（例：平成30年度整備分は、平成32年4月開園となります）  
\*3 平成31年度の確保施設数は、前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量を示しています。  
\*4 ④公立再編整備による増減は、公立再編整備により変動する、公立施設における現在の認可定員からの加減量  
\*5 2号認定は教育・保育施設で対応するため必要見込み量には影響しません。2号認定による定期的な利用とは、現在、幼稚園を利用されている方で長時間の預かりを必要とする方です。  
\*6 一般型の一時預かりについては週3日程度の利用を想定しています。  
\*7 平成31年度の確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

# 東大阪市 子どもの未来応援プラン ～未来への道しるべ～



平成30年3月

東大阪市



# 1

## 計画策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨と背景

今、「子どもの貧困」という言葉が社会の中でクローズアップされています。子どもの貧困とは、相対的貧困の状態です。暮らし 17 歳以下の子どもの生活状況を指しています。厚生労働省「国民生活基礎調査」によると子どもの相対的貧困率は 1990 年代半ば頃からおおむね上昇傾向で、平成 24（2012）年には 16.3%となっており、日本の子どもの約 6 人に 1 人が貧困状態にあります。平成 28（2016）年の国民生活基礎調査では子どもの貧困率は 13.9%に改善しましたが、この時点においても OECD（経済協力開発機構）が 2010 年にまとめた子どもの貧困率の平均（13.3%）を上回っており、わが国の子どもの貧困は依然として深刻です。このことを受けて、国は平成 26 年（2014 年）1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、同年 8 月には子どもの貧困対策を総合的に推進するために「子供の貧困対策に関する大綱」を策定しました。

子どもの生まれ育った家庭や環境は、子どもの生活や成長にさまざまな影響を及ぼします。子どもの学力や、特技、趣味や嗜好は一人ひとり異なりますが、それらが個性として尊重され、一人ひとりの将来の夢や希望の実現に向けて自分の可能性を信じ、前向きに未来を切り開いていく力を身につけるために、すべての子どもに等しく教育の機会が開かれていることが大切です。しかし、現実には生まれ育った家庭の事情等により進学を諦めたり、学習の継続が困難になる子どもがいます。そして、十分な教育の機会を得られなかったことにより、希望通りの就職ができず、大人になってからも少ない所得で生計を立てざるをえなくなる場合があります。このように、子どもが生まれ育った家庭の経済状況を背景として、大人になってからも子どもにその貧困状況が続いていくことを「貧困の連鎖」と呼んでいます。

本市の将来都市像「夢と活力あふれる元気都市・東大阪」の実現を図るため、「子どもの貧困」をめぐる諸課題に真摯に向き合い、子どもたちが安全に安心して健やかに成長していけるように、子どもの生育環境の整備や教育を受ける機会の均等、保護者への就労支援等の総合的な推進を図る「東大阪市の未来応援プラン」を策定します。

### 2 計画の位置づけ

- 本市における子どもの貧困対策を総合的、計画的に推進するための指針となるものです。
- 平成 26 年 1 月に施行した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき策定するものです。
- 「東大阪市の第 2 次総合計画後期基本計画」を実現するための分野別計画のひとつであり、「東大阪市の子ども・子育て支援事業計画」「東大阪市の第 4 期地域福祉計画」「第 3 次東大阪市のひとり親家庭自立促進計画」等の各計画と整合性を図りながら策定するものです。今後、計画の推進にあたって、これらの関連計画との連携を図って推進していきます。

### 3 計画の対象

18 歳未満の子どもとその保護者を対象としています。

### 4 計画の期間

平成 30 年度を初年度とし、平成 34 年度を目標年度とする 5 年間の計画です。ただし、子どもの貧困対策に係る国の方針や社会経済状況等の変動により、必要に応じて見直しを行う場合があります。

この計画の策定にあたって、子どもの生活実態と子どもたちが置かれている状況を把握するため、小学校5年生、中学校2年生、16・17歳とその保護者の方を対象にアンケート調査を実施しました。調査結果から子どもの生活や学習、保護者の生活や経済状況、社会とのつながり、子どもの居場所についての考え等について、さまざまな現状が見えてきました。主な調査結果は以下の表のとおりとなっています。

表 主な調査結果

|    | 指標                                                                                                                          |                              | 東大阪市                 |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|----------------------|
| 1  | 学力に課題のある子どもの状況                                                                                                              | 学校の勉強が「わからない」と「ほとんどわからない」の割合 | 小学生 1.8%<br>中学生 7.5% |
|    |                                                                                                                             | 学校の授業以外の勉強をまったくしない割合         | 小学生 4.9%<br>中学生 9.3% |
| 2  | 朝食欠食児童・生徒の割合                                                                                                                |                              | 小学生 2.0%<br>中学生 3.2% |
| 3  | 相談相手が欲しいひとり親の割合                                                                                                             |                              | ①25.8%               |
|    | ①心配事等を聞いてくれる人がいない                                                                                                           |                              | ②32.4%               |
|    | ②子どもとの関わりで助言してくれる人がいない                                                                                                      |                              | ③母子 5.0%             |
|    | ③困ったときに相談相手がいない割合                                                                                                           |                              | 父子 2.8%              |
| 4  | 必要な頼れる相手がいない人の割合（相談できる人がいない）                                                                                                |                              | 2.1%                 |
| 5  | ひとり親の正職・職員率（正規職員の比率）                                                                                                        |                              | 母子 30.2%<br>父子 91.7% |
| 6  | 養育費を受けとっていない子どもの割合                                                                                                          |                              | 76.3%                |
| 7  | 困窮度Ⅰ世帯で、子どもへの経済的な理由による経験にて、「子どもを医療機関に受診させることができなかった」と回答した割合                                                                 |                              | 4.2%                 |
| 8  | 困窮度Ⅰ世帯で、経済的な理由による経験にて、ライフライン・生活面での経験をした割合                                                                                   | 国保料の遅滞                       | 18.9%                |
|    |                                                                                                                             | 電気・ガス・水道の停止                  | 5.3%                 |
|    |                                                                                                                             | 医療機関を受診できなかった                | 7.4%                 |
| 9  | 困窮度Ⅰ世帯で、困ったときに相談相手・相談先で公的機関や役所の相談員を選択した割合                                                                                   |                              | 3.2%                 |
| 10 | 自己効力感や自己肯定感<br>①自分に自信がある<br>②自分の考えをはっきり相手に伝えることができる<br>③大人は信用できる<br>④自分の将来の夢や目標を持っている<br>⑤将来のためにも、今、頑張りたいと思う<br>⑥将来、働きたいと思う |                              | ①小学生 23.3%           |
|    |                                                                                                                             |                              | 中学生 14.2%            |
|    |                                                                                                                             |                              | ②小学生 24.5%           |
|    |                                                                                                                             |                              | 中学生 24.2%            |
|    |                                                                                                                             |                              | ③小学生 46.1%           |
|    |                                                                                                                             |                              | 中学生 23.8%            |
|    |                                                                                                                             |                              | ④小学生 65.1%           |
|    |                                                                                                                             |                              | 中学生 37.0%            |
|    |                                                                                                                             |                              | ⑤小学生 59.7%           |
|    |                                                                                                                             |                              |                      |

|    |                                    |                                                |
|----|------------------------------------|------------------------------------------------|
|    |                                    | 中学生<br>51.2%<br>⑥ 小学生<br>82.1%<br>中学生<br>83.3% |
| 11 | 地域で支えられていると感じる人の割合                 | 56.1%                                          |
| 12 | 放課後に誰と過ごしているかとの回答で「ひとりですごす」と回答した割合 | 小学生 18.2%<br>中学生 17.1%                         |

※調査結果の詳細は、本市のウェブサイトで公開しています。



## 1 計画の基本理念

## すべての子どもたちが夢と希望を持って成長できるまち

明日の日本を支えていくのは今を生きる子どもたちです。すべての子どもたちが持てる力を最大限に発揮できるようにするためには、子どもたちが有する「生きる」「守られる」「育つ」「参加する」権利を尊重し、これらの権利が保障されるように環境整備や支援をしていく必要があります。私たちは、本市で暮らすすべての子どもたちが自分の可能性を信じて将来の夢や希望の実現に向かって前向きに挑戦し、未来を切り開いていけるように、さまざまな子ども・子育て支援施策を展開してきました。

しかし、現実には生まれ育った環境が子どもたちに及ぼす影響は大きく、家庭の経済状況等によって進学を諦めざるをえなかったり、学習の継続が困難になる子どもがいます。そのような子どもたちは大人になっても貧困状況に置かれることがあることから、子どもが生まれ育った家庭の生活状況が大人になってからの生活にも影響を及ぼすことを「貧困の連鎖」と呼んでいます。

子どもの貧困対策は第一に子どもに視点を置き、その生活や成長を権利として保障する観点から、成長段階に即して切れ目のない施策を実施していく必要があります。同時に、子どもの貧困の背景には生まれ育った家庭の事情や保護者の就労状況があることから、子どものみならずその保護者の生活や就労を支援していく視点も必要です。

本市は、子どもの基本的人権を尊重し、すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく等しく教育を受ける機会が保障され、夢と希望をもって自らの未来を切り拓いていける社会、また、すべての家庭が生き生きと安心して子どもを育むことができる社会の実現を目指します。



## 2 基本的な姿勢

## (1) 東大阪市全体での取組へ

子どもの貧困は、生活のあらゆる場面にその影響を及ぼすことから、子どもの成長を長期的な視野で包括的に支援する体制を築くために教育、保育、経済、保健、医療、食育等さまざまな分野が連携し、一体的に対策に取り組むことが大切です。すべての子どもたちが、生まれ育った環境に左右されることなく自分の将来に希望を持てる地域社会の実現に向けて、東大阪市全体で子どもの成長を支援します。また、関係部局が横断的・総合的に連携しながら施策を展開することにより、困りごとや悩みごとがある人を早期に適切な支援につないでいく「つなぐ支援」を推進します。

## (2) 今、そこにある子どもの貧困へ向きあう

貧困状況にあるかどうかは外見からは見分けがつかない場合もあり、子どもや親子と関わる人々や機関が、日常の会話やちょっとした変化等から困難を抱えている家庭の存在に気づき、必要な支援につなげていくことが大切です。また、子どもの貧困は、子どもの健康を脅かしたり、いじめや虐待につながったりするなど、喫緊の対応が求められる場合があります。支援が必要な子どもの存在にいち早く気づき、早期かつきめ細かな支援を行うために、各相談窓口が連携し、必要な支援につなげることができるように取り組みます。



### （３）貧困の予防・世代間連鎖の解消

子どもの貧困は、貧困の連鎖によって大人になってからも引き継がれる場合があります。今、貧困の状態にある子どもたちが大人になってもその状態を抜け出せない状況を生み出さないように、長期的な視野に立ち子どもたちのライフステージに沿って切れ目のない支援を行います。

また、すべての子どもたちが、大人になった時に貧困の状態に陥らないようにすることが大切です。すべての子どもたちが希望する教育を受けることができたり、職業観や就労意欲を育む環境を整備することによって、一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばし、将来に希望を持ってそれぞれの夢に挑戦することができ前向きに成長していけるように、教育の支援やキャリア教育の充実に取り組みます。

### （４）市民参加型による支援へ向けた意識の醸成

支援が必要な子どもたちの早期発見、早期対応には地域との連携が必要です。また、子どもたちやその保護者が支援の前後においても孤立しないように、地域のボランティアやNPO、事業所等にも参加いただき、支援につながる前の見守りや支援後のアフターフォローも含めて全市的な取組として実施することが必要です。市民への研修、普及・啓発を通じ、子どもたちが置かれている実態や必要な制度の周知等を行うことで、意識の醸成による市民参加型の支援を目指します。

## ３ 施策体系（具体的な取組）

基本理念の実現に向けた具体的な取組として、子供の貧困大綱にある重点的支援方針に沿ってさまざまな施策・事業を体系化し、「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」を柱として推進します。

すべての子どもたちが夢と希望を持って  
成長できるまち

| 施策の方向性                     | 主な施策内容                                                                                                              |
|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| （１）教育の支援<br>～まなびを応援～       | ①学校等での子どもへの支援<br>②就学支援の充実<br>③大学進学等に対する教育機会の提供<br>④生活困窮世帯への学習支援<br>⑤その他の教育支援                                        |
| （２）生活の支援<br>～くらしを応援～       | ①保護者の生活支援<br>②子どもの生活支援<br>③関係機関が連携した包括的な支援体制の整備<br>④妊娠期から切れ目のない支援<br>⑤住宅の支援<br>⑥相談機能の充実<br>⑦子どもの居場所づくり（居場所づくりによる支援） |
| （３）保護者に対する就労の支援<br>～家族の応援～ | ①保護者に対する就労の支援                                                                                                       |
| （４）経済的支援                   | ①経済的支援                                                                                                              |

## 【施策の方向1】教育の支援 ～まなびを応援～

- 教育は子どもたちの好奇心を育て子どもたちの可能性を高めるとともに、社会に羽ばたく準備をするための大切な過程です。貧困の責任は子どもにはなく、経済的な事情等により子どもが就学や進学を諦めることがなく、すべての子どもたちに等しく教育の機会が開かれるように、教育の支援に取り組みます。
- 悩みごとや困りごとを抱える子どもたちや保護者が相談できる仕組みとして、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置や相談窓口の周知を行います。

### ①学校等での子どもへの支援

○学びのトライアル事業  
○スクールカウンセラーの配置  
○スクールソーシャルワーカーの配置  
○スクールサポーターの配置  
○不登校総合対策事業

○教育支援センター事業  
○教育相談・発達相談（教育センター）  
○家庭文庫育成事業  
○留守家庭児童育成事業



### ②就学支援の充実

○幼稚園就園奨励費補助  
○保育料減免  
○就学援助制度

○東大阪市特別支援教育就学奨励費  
○東大阪市立障害児者支援センター レピラ

### ③大学進学等に対する教育機会の提供

○東大阪市奨学金制度

○母子父子寡婦福祉資金の貸付

### ④生活困窮世帯への学習支援

○生活困窮者自立支援事業（学習等支援事業）



### ⑤その他の教育支援

○早寝・早起き・朝ごはん運動  
○ブックスタート事業  
○キャリア教育推進事業

○インターンシップ体験活動  
○小中学校における体験学習（職業体験等）



## 【施策の方向2】生活の支援 ～くらしを応援～

- 子どもの貧困を防ぐためには、子ども本人はもとより、保護者を含め、家庭全体を自立に向けて包括的に支援する必要があります。悩みごとや困りごとを抱える家庭が社会体に孤立することがないように、気軽に相談できる場を設置し、子どもや保護者が社会と繋がるきっかけづくりを進めます。
- 働きたくても働けなかったり、生活に困難等がある家庭には生活困窮者自立支援制度や生活保護制度等によって生活の基盤づくりを支援し、自立を支援します。
- 子どもたちや保護者が安心して生活できるように、子育てに関する情報提供や養育についての相談、助言を行います。
- 家庭での家事や育児、精神面、身体面の悩みについて相談を行い、生活に困難が生じている場合にはスムーズに対応できるように各関係機関で連携し、相談窓口をつなぐ仕組みを構築します。
- 困難な状況にある子どもたちが社会的に孤立することがないように、地域のボランティアやNPO、事業所等と協力し、子どもたちが安心してのびのびと過ごすことができる居場所の設置を促します。そして、子どもたちの発想や思いが大切にされるように、居場所づくりの支援のあり方を検討し、ネットワークづくりを行います。



### ①保護者の生活支援

- |                |                     |
|----------------|---------------------|
| ○生活保護制度        | ○保育所地域活動事業          |
| ○生活困窮者自立支援制度   | ○子育て短期支援事業          |
| ○がん検診・成人歯科健診事業 | (ショートステイ、トワイライトステイ) |
| ○育児支援すくすく事業    | ○子育てサークルへの支援        |
| ○地域子育て応援団事業    | ○地域子育て支援拠点事業        |

### ②子どもの生活支援

- ひきこもり等子ども・若者支援事業

### ③関係機関が連携した包括的な支援体制の整備

- |                                    |                     |
|------------------------------------|---------------------|
| ○小地域ネットワーク事業                       | ○コミュニティソーシャルワーカーの配置 |
| ○地域における相談機能の充実                     | ○児童虐待防止事業           |
| ○母子・父子自立支援員による相談活動                 | (東大阪市要保護児童対策地域協議会)  |
| ○地域や関係機関、団体との連携した取組の推進(愛ガード運動推進事業) |                     |

### ④妊娠期からの切れ目のない支援

- |                       |                   |
|-----------------------|-------------------|
| ○保健師家庭訪問事業            | ○児童虐待発生予防システム構築事業 |
| ○妊婦健康診査・妊婦歯科健診・産後健診   | ○子育て支援電話相談事業      |
| ○乳児一般・後期健康診査          | ○養育支援訪問事業         |
| ○乳幼児家庭全戸訪問事業          | ○ティーンズママの会        |
| ○乳幼児(4か月・1歳半・3歳半)健康診査 |                   |

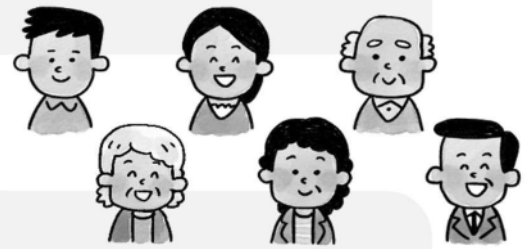


## ⑤住宅の支援

- 市営住宅整備事業
- 住宅確保給付金制度（生活困窮者自立支援制度）

## ⑥相談機能の充実

- すこやかテレホン事業
- 児童家庭相談事業
- 児童相談事業（学校生活等に関する相談）
- 東大阪市立男女共同参画センター・イコラーム（相談事業）
- DV対策事業



## ⑦子どもの居場所づくり（居場所づくりによる支援）

- 子どもの居場所づくり支援事業



## 【施策の方向3】保護者に対する就労の支援 ～家族の応援～

- 主にひとり親家庭や生活保護を受給している家庭を対象に、就業を軸とした自立支援を行います。

### ①保護者に対する就労の支援

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業
- ワークサポート事業
- 母子・父子家庭自立支援給付金事業
- 就活ファクトリー東大阪の設置
- 母子・父子自立支援プログラム策定事業

## 【施策の方向4】経済的支援

- 経済的な安定は日々のくらしの安心感をもたらすとともに、子どもの学びを支え将来について前向きな見通しを持つためにも重要です。主にひとり親家庭や生活保護制度を受給している家庭を対象に経済的な支援を行い、子どもたちの未来が家庭の経済状況によって左右されることのないように支援します。

### ①経済的支援

- 母子福祉資金、父子福祉資金の貸付
- 児童手当事業
- 子ども医療費助成事業
- 児童扶養手当事業
- ひとり親家庭医療費の助成



## 1 本市各部局の連携

この計画は本市における子どもたちや子育て家庭の貧困対策の指針となるものであり、推進にあたっては東大阪市全体で取り組み、本市の各部局が横断的・総合的に連携して施策を実施し、情報の共有に努めます。

## 2 関係機関・団体等との連携

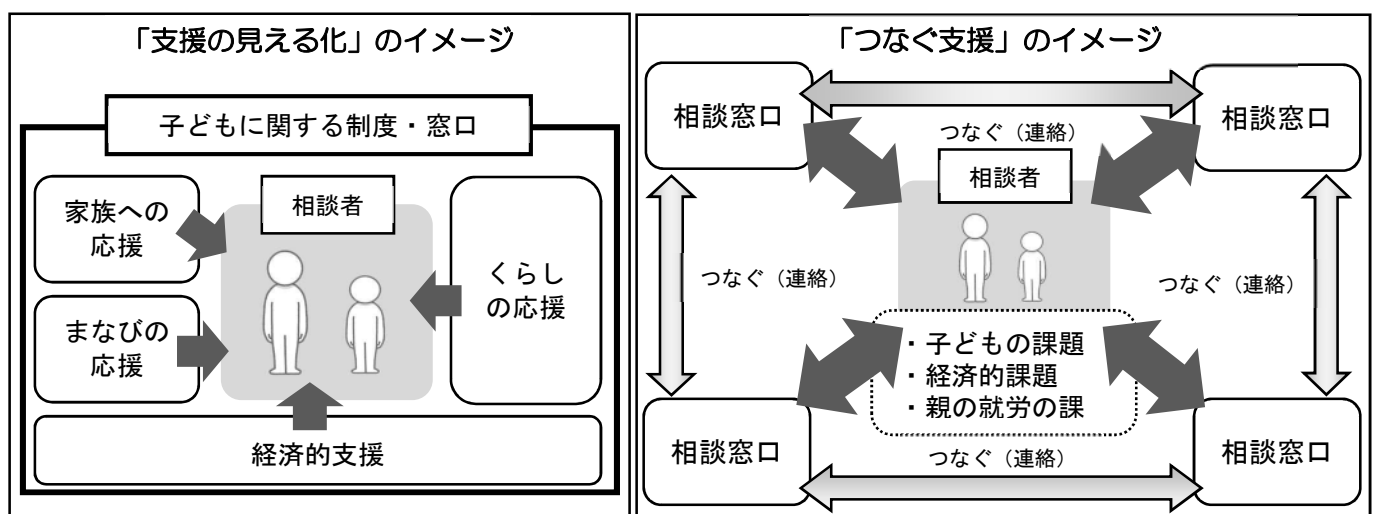
民生委員・児童委員・主任児童委員・母子福祉推進委員等をはじめ、東大阪市社会福祉協議会、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、学校、子育て支援センター等の関係機関や、地域における福祉の関係者や事業者との連携を強化し、この計画を推進します。また、子どもや子育て家庭の貧困対策については、東大阪市の実情に応じた支援が必要になるとともに、広域的な支援を実施していく必要があるため、大阪府およびその他関係機関との連携も行っていきます。

## 3 「支援の見える化」と「つなぐ支援の強化」

本市では子ども・子育てに関するさまざまな事業に取り組んでいますが、どのような支援がどこで受けられるのかを市民が把握することは大変なことです。本市の取組事業を一覧化してウェブサイトで紹介したり、相談窓口・支援制度をわかりやすいパンフレットにまとめて配布したりするなど、「支援の見える化」を図ります。

また、支援を必要とする市民の相談は各部局の相談窓口で対応していますが、相談を受けた窓口が複合的な課題を把握し、課題へ適切に対応することが求められています。必要な支援へ「つなぐ支援」の仕組みにより、ニーズに適した支援の提供を目指します。

図 「支援の見える化」と「つなぐ支援の強化」



## 4 子どもの成長に応じた支援の提供

すべての子どもたちの権利が守られ、一人ひとりの意欲や主体性が尊重されながら本市で健やかにのびのびと成長していけるように支援していく必要があります。就学前、小学校期、中学校期、中学校卒業以降と子どもたちが成長していく過程において、さまざまな体験活動や地域活動等への参加を通じて、地域の子も同士や大人とふれあい、絆を深め、自己有用感・自己肯定感や本市で暮らす喜びを感じられるように、子どもたちのライフステージに応じた長期的な切れ目のない支援を行います。

図 子どもたちのライフステージに応じた支援のイメージ

| 妊娠～就学前               | 小学校期                | 中学校期 | 中学校卒業以降          |
|----------------------|---------------------|------|------------------|
| 育児支援すくすく教室事業         | 留守家庭児童育成事業          |      | インターンシップ体験活動     |
| 保育所地域活動事業            | すこやかテレホン事業          |      | ひきこもり等子ども・若者支援事業 |
| 子育て短期支援事業(ショートステイ)   | 小中学校における体験学習(職場体験等) |      |                  |
| 子育て短期支援事業(トワイライトステイ) | 学びのトライアル事業          |      |                  |
| 子育てサークルへの支援          | スクールカウンセラーの配置       |      |                  |
| 地域子育て支援センター事業        | スクールソーシャルワーカーの配置    |      |                  |
| つどいの広場事業             | 不登校総合対策事業           |      |                  |
| 乳幼児家庭全戸訪問事業          | 教育支援センター事業          |      |                  |
| 地域子育て応援団事業           | 教育相談・発達相談(教育センター)   |      |                  |
| ティーンズママの会            | 就学援助制度              |      |                  |
| 幼稚園就園奨励費補助           | 東大阪市特別支援教育就学奨励費     |      |                  |
| 保育料減免                | 愛ガード運動推進事業          |      |                  |
| 乳幼児(4ヶ月・1歳半・3歳半)健康診査 | 学習支援事業              |      |                  |
| ブックスタート事業            | キャリア教育推進事業          |      |                  |
| 乳児一般・後期健康診査          | 東大阪市奨学金制度           |      |                  |
| 妊婦健康診査・妊婦歯科健診・産後健診   | 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付     |      |                  |
| 保健師家庭訪問事業            | 児童相談事業(学校生活等に関する相談) |      |                  |
|                      | スクールサポーターの配置        |      |                  |
|                      | 子ども医療費助成事業          |      |                  |
|                      | 早寝・早起き・朝ごはん運動       |      |                  |
|                      | 東大阪市立障害児者支援センター レビラ |      |                  |
|                      | 子育て支援電話相談事業         |      |                  |
|                      | 児童家庭相談事業            |      |                  |
|                      | 児童手当事業              |      |                  |
|                      | 児童扶養手当事業            |      |                  |
|                      | ひとり親家庭医療費の助成        |      |                  |



## 5 計画の普及・啓発活動

この計画の推進にあたっては、広報紙をはじめ、さまざまな媒体や機会を活用し、計画内容の広報・啓発に努めます。また、各支援制度を一覧化することで支援の見える化を図り、制度の周知を徹底することで、着実な支援の実施を目指します。

また、子どもの貧困対策に関わる国の方針や、社会経済状況等の変動により本市の取り組む事業が変わる可能性があります。毎年、事業の確認を行うとともに、修正・加筆し、ウェブサイトに掲載することで、計画期間中もタイムリーな情報を市民と共有できるように、適時発信していきます。

## 6 子どもの生活実態に関する調査研究等

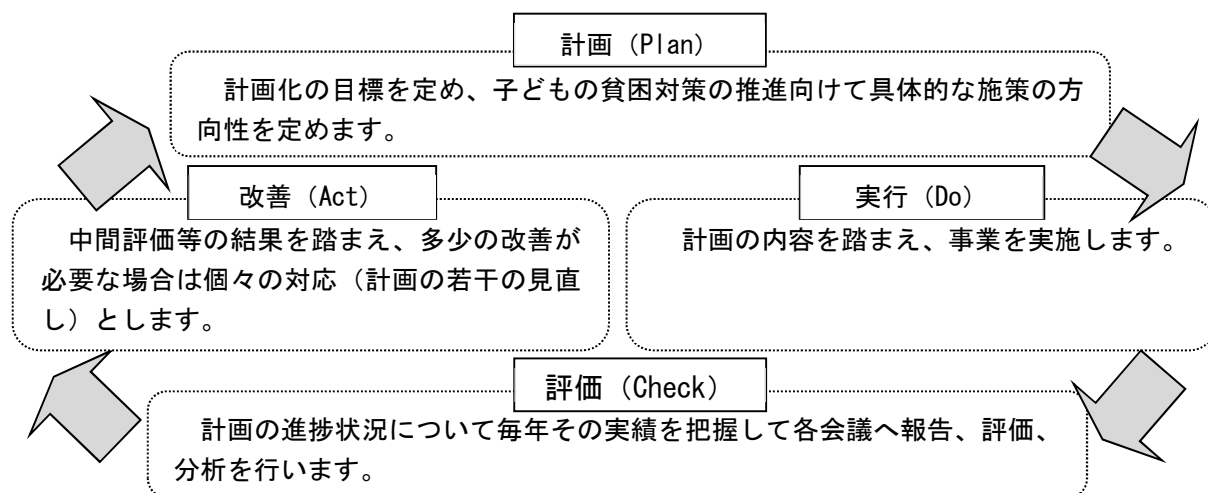
子どもたちが置かれている状況を、子どもの貧困の視点だけではなく、さまざまな視点で分析するための調査研究を継続して実施します。

## 7 子どもの居場所づくり

子どもたちは家族や友人、地域の人々の関わりの中で自己有用感・自己肯定感を育んでいます。また、子どもたちが自分の思いを表現し周囲から認められる経験を重ねていくことで、自らを大切に自由な生きと過ごすことができます。一方で、放課後をひとりで過ごす子どもや休日に親と過ごす時間が短い子どももいることから、子どもたちが社会的に孤立することがないように、地域のボランティアやNPO、事業所等と協力し、子どもが安心してのびのびと過ごすことができる居場所づくりが必要です。そして、子どもたちの発想や思いが大切にされるように、本市では居場所づくりの支援のあり方を検討し、ネットワークを構築していきます。

## 8 計画の進行管理

「PDCA」の観点から計画に定めた施策についての進捗状況の把握、計画の進行管理を行います。毎年、全庁的な進捗状況を確認し、「東大阪市社会福祉審議会」に報告するとともに市民に対しても公表していきます。



## 9 計画の効果的な運用

今後の社会経済状況の変化や国における関係法令の改正をはじめとした、子どもの貧困に関する施策の見直し等により、この計画の取組が変わることも予想されます。

施策の展開に際しては、これらの状況の変化も踏まえながら、本計画が可能な限り着実に推進するように努めるとともに、新たな制度に対しても積極的に取り組むなど、的確かつ柔軟に対応していきます。

### 計画で使用している言葉

- 相対的貧困率：厚生労働省が実施する国民生活基礎調査においては、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない人の割合を表しています。
- 貧困線：等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額をいい、この算出方法は、OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づくものとなっています（なお、ユニセフの報告書では、等価可処分所得の60%を採用しています）。
- 困窮度：本計画の策定にあたって実施した「子どもの生活に関する実態調査」において、得られた回答を基に等価可処分所得の中央値の50%未満の層を「困窮度Ⅰ」、50%以上60%未満の層を「困窮度Ⅱ」、60%以上中央値未満の層を「困窮度Ⅲ」、中央値以上を「中央値以上」の4つの層に分類し調査結果を分析しました。
- 「生きる」「守られる」「育つ」「参加する」権利：「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」(1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効。日本は1994年に批准。)に定められた子どもの権利のことです。
- 子供の貧困対策に関する大綱：国が、平成26年(2014年)1月に施行した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、子どもの貧困対策を総合的に推進するために同年8月に策定したものです。
- PDCAサイクル：さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善等に広く利用されているマネジメント手法であり、PDCAとは「Plan（計画）」、「Do（実行）」、「Check（評価）」、「Act（改善）」のそれぞれの頭文字を示しています。業務の遂行にあたり、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへと繋げていく過程が、計画の質を高めていくうえで重要となります。



東大阪市子どもの未来応援プラン～未来への道しるべ～（概要版）

発行日 平成30年3月

発行 東大阪市子どもすこやか部子ども家庭課

〒577-8521 大阪府東大阪市荒本北一丁目1-1

TEL 06-4309-3194

FAX 06-4309-3817

E-mail:kodomokatei@city.higashiosaka.lg.jp